芝竹次郎 同
安藤新次郎 同
堀部真吉 同
村田源助 同
同 藤一郎 同
堀部真吉 同
同 善三郎 同
小倉鎮太郎 同
久保田久吉 同
同 一

岩本福之助
野村藤七
川村源次郎
安達山太郎
山口近太郎
鹽田善三郎
宮内淺市
田原源次郎
吉田清
多田宇一

狀

建見彌七
奥村菊之助
石田ウノ
尾崎チエ
丸本鐵藏
取藏三
長岡菊次郎
岡本元治
森田林之助
井上重三郎
清水豐吉
圓村宇一郎
鹽見精
小澤柱次郎
岩橋政次郎

木ノ下金次郎
島居太吉
桑村藤松
中西菊次郎
江田義男
平塚市太郎
新居儀一
山脇秀市
清水善七
辻藤太郎
本圓松
森足立忠一
森重之助

◆帶地張區規約　西陣織帶地張を專業とせる同業者は去る三月廿七日總會同盟左の規約を制定し實行することの決議をなし各自記名押印せり

京都染物同業組合張物部帶地張區規約

第一章　總則

第一條　當區ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ據リ之ヲ設置シ京都染物同業組合張物部帶地張區ト稱ス

第二條　當區ハ絹織帶地張營業者ヲ以テ組織ス

第三條　本區事務所ハ京都染物同業組合內ニ設置ス但シ都合ニ依リ幹事居宅ニ於テ事務ヲ處理スル事ヲ得ル

第四條　當區幹事及役員ノ印章ハ左ノ如シ

（雛形略）

第二章　目的及業務

第五條　區員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

一　斯業ノ改良發達ヲ企圖スル事

一　營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スル事

一　工賃及價格標準ヲ設ケ之ヲ實行スル事

一　職工及徒弟ヲ教育シ並ニ取締ヲナス事

第六條　區員ハ注文主ニ對シテハ工賃ノ割引又ハ歩引ヲナサス誠實ナル取引ヲナスヘシ

第七條　區員ノ不利益ナル來スヘキ言行ヲナシ同業者ノ營業ヲ妨害シ或ハ不正行爲ヲ以テ其注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケカラス

第八條　區員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ器械器具商標ハ其許諾ナクシテ使用スヘカラス

第九條　區員ニシテ注文主ヲ同フスル相出入者ハ當ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ

第十條　區員ハ注文主及同業者間ニ紛議ヲ生シタル時ハ直ニ幹事ニ屆出テ之ヲ解決ヲ求ムヘシ

第十一條　區員ハ其注文主カ工賃價格標準ニ依ル工賃ヲ支拂ハス又ハ支拂ヲ延滯スルカ不當ノ値引ヲナシタル時ハ幹事ヲ經テ組長ニ處分ノ申請ヲナスヘシ

第十二條　區員ハ職工徒弟ニ關シテハ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一　職工トハ同業者ニ傭使セラレ賃金ヲ得テ其業務ニ從事スル者ヲ云フ

一　徒弟トハ一定ノ契約年限ヲ定メ業務ノ傳習ヲ受クル者ヲ云フ

一　區員ハ同業者ノ職工徒弟ヲ其許諾ナクシテ傭使スヘカラス

一　組合及部又區ヨリ屋入停止又ハ禁止ヲ受ケタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

一　就業中疾病又ハ傷痍ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト

一　職工又ハ徒弟ヲ傭使スルトキ又ハ解傭シタルトキハ三日以內ニ幹事ヲ經テ組合組長ニ屆出フヘシ

一　職工徒弟ニ對シテハ成ルヘク業務ノ餘暇ヲ以テ普通學ヲ教修セシムヘシ

一　徒弟ニシテ修業シタルトキハ幹事ヲ經テ修業證書附與ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ

第十三條　幹事ハ區員ヲシテ職工徒弟ノ業務獎勵上左ノ項目ニ該當スヘキ者アルトキハ報告セシムヘシ

一　斯業ノ改良發達ニ裨益アルモノ

一　實約期限ヲ誠實ニ勤續シ技術優等ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ但シ幹事ハ區員ヨリ自樣ノ屆出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合組長ニ急速シ修業證及褒賞狀下附ノ手續ヲナスヘシ

第三章　加入脫退ニ關スル規程

第十四條　開廛業轉居移轉ヲ爲シタルトキハ幹事ヲ經テ組長ニ屆出ヲ怠ルモノハ其手續ヲ了スルマテハ區ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第四章　區員ノ權利義務

第十五條　廛業者ニシテ屆出ヲ怠ルモノハ其手續ヲ了スルマテハ區ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一　區員ハ區ノ役員又ハ代議員ニ選擧セラレ又選擧ヲナスコト

一　區員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一　區ノ事務ニ干與スルコト

一　區ノ業務又ハ會計及財產等ニ關シ幹事ニ說明ヲ求ムルコト

一　區ノ經費及區會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一　區規約其他ノ規程及決議事項ヲ遵守スルコト

一　幹事ノ召喚ニ應スルコト

一　區員ハ役員ノ命ヲ受ケタル職員ノ檢査及諮詢ニ對シテ確實ニ答辯シ抗拒スルコトヲ得ス

第五章　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十六條　本區ニ左ノ役員ヲ置ク

一幹事　一名　一副幹事　二名

一會計　一名

第十七條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一本區地區內ニ現住シ三ヶ年以上其業ニ從事シタル營業者タルコト但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

第十八條　左ニ掲ケタルモノハ役員トナルコトヲ得

一重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

一組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後二ヶ年ヲ經過セサルモノ

一公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ

一其他法律上ノ處分ヲ受ケ五ヶ年ヲ經過セサルモノ

第二十條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一幹事ハ區ノ事務ヲ總理シ又區ヲ代表ス

一幹事ハ區會及區ノ總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一副幹事ハ幹事ヲ補佐シ幹事ノ缺席ノ時ハ代理ス

一會計ハ區經費ノ收支並ニ會計及用度ノ事務ヲ掌理シ區ノ財產ヲ保管ス

一役員ノ選任ハ區員中ヨリ選擧ス役員ノ當選ハ多數投票者ノ投票ニ充ツ投票同數ナルトキハ年長者ノ可ノ方ニ當選ノ決ス

第二十一條　役員ノ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行フ補缺當選者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

一役員ノ任期ハ滿二ヶ年トス

一役員ノ辭職セントスルトキハ理由ヲ證明シタル書類ヲ附シ總出ヘシ幹事ハ區會ニ諮リ之カ許否ヲ決ス

第二十二條　本章ノ規定ニ依リ決議事項ハ幹事ヨリ組長ニ報告ノ上ニアラサレハ實行スルヲ得ス

第六章　總會

第二十三條　當區ハ重要ナル事項ヲ審理スルタメ區會ヲ設置ス

一　區會ハ區員五名ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス

第二十四條　區會ノ權限ハ左ノ如シ

一　區ノ利害ニ關スル事項

一　違約處分ノ決議ニ關スル事項

一　區經費ノ決算及豫算ニ關スル收支法並經費ノ決算

一　財產目錄

一　組合組長幹部長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項

第二十五條　區會代議員二分ノ一以上又ハ區員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ之ヲ區總會ニ附議ス

第二十六條　會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ少クトモ三日以前ニ通知スヘシ

◆但シ緊急事件アルトキハ十二時間迄短縮スルコトヲ得

第二十七條　會議ノ裁決ハ出席代議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第二十八條　工賃最低價格標準實行ニ關スルコト及區規約ノ改正削除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第二十九條　會議ハ議事錄ヲ調製シ其決議事項又ハ選擧ノ顚末並出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名以上之レニ署名シ保存スヘシ

第三十條　區會代議員ノ任期及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第三十一條　幹事ハ毎年一月、七月兩期ニ區總會ヲ開キ諸般ノ報告ヲナシ又ハ工況及統計ノ調査ヲナスヘシ但シ緊急事件アルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得

第三十二條　會議ニ缺席シントスルトキハ開會時刻前ニ缺席屆ヲ幹事ニ差出スヘキコトヲ要ス但シ臨時總會ノ場合缺席セントスルトキハ區會ニ委任シテ決議權ヲ行フコトヲ得

第七章　會計ニ關スル規程

第三十三條　會計ニ關スル規定ハ京都染物同業組合定款ノ規定ヲ準用ス

第八章　違約處分法

第三十四條　區員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス

一　工賃最低價格標準ニ違背シタルモノ

一　取引停止ノ公示ヲ受ケタル注文主ヨリ新タニ同種類ノ注文ヲ受クルモノ

一　取引停止ノモノ代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談調ヒタルトキニ於テ前ノ注文主ヨリ新タニ注文主ニ對シ一定セサルモノ

一　不正ノ行爲ヲ以テ同業者ノ信用ヲ害シ又ハ同業者ノ注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケタル者

一　同業者ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ許諾ナクシテ使用シタルモノ

一　他ノ同業者ノ雇ヒタル公示ヲ受ケ傭使中ノ職工又ハ徒弟ヲ誘惑シタルモノ

一　停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ來タ解除セラレタル職工徒弟ヲ傭使シタルモノ

第三十五條　區員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アルモノハ貳拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一　正當ノ理由ナク役員及委員ノ命ヲ受ケタル職員ノ調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ

一　京都染物同業組合ノ證票ヲ携帶セサル職工ト屋傭契約ヲナシタルモノ

一　不正ノ行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ職工カ不正ノ行爲ヲ以テ證票ヲ受ケタル情ヲ知テ傭使シタルモノ

一　屋傭期限中ノ職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日給ヲ與ヘサルモノ

一　職工徒弟ヲ理由ナク教養セサルモノ

一　就業中疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ被リタル職工及徒弟ニ對シ理由ナク治療ヲナサシメサルモノ

第三十六條　區員ニシテ左ニ掲クル行爲アリタルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一　正當ノ理由ナク幹事ノ召喚ニ應セサルモノ

一　職工及徒弟ヲ傭使シ登記ヲ受ケサルモノ及之ヲ解約シ登記取消ヲナサヽルモノ

一　登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其變更登記ヲ受ケサルモノ

一　業務上ノ異動ニ關スル屆出ヲナサヽルモノ

第三十七條　前條ノ違約者アルトキハ幹事ハ區會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組長ニ申請ス

一　前項違約者ニ對シ處分決定書ノ謄本ノ傳達ヲ受ケタル區員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

第三十八條　本區規約ニ記載ナキ條項ハ京都染物同業組合定款ノ條項ニ準據シ之ヲ適用ス

◆自慶會の設立　今度東京に於て各地工場に於ける職工の慰安より延ひて其向上心を養成せしめ善良なる風習に導かんとするの目的にて自慶會なる團體を組織せられ全國に其支部を設け之れが聯絡を採る等にて本部より京都府知事を支部長に囑託し更らに支部長より當地の大工場及各團體組長を幹事に囑託し去る十日幹事會を開き更らに同十五日午後一時より市公會堂に於て創立總會を開催せり依て當組合も去る十八日評議員會を開き之れが賛否を諮りたるに賛成することに決したるが今自慶會の如何なるものたるかは同會の理事海軍造船大監岩野直英氏の演說せられたる左の記事を以て知るべし

一、人ノ言行ガ結局國ノ爲メニナレバ夫レガ最モ價値アル倫理デアリ道德デアリマス御五ヒノ仲間バカリガ如何ニ都合ヨイヤウデモ結局國ノ害ニナルナラバ夫レハ正シイ事デナイ國ガ安全デナケレバ一身一家ノ幸福ハ何トシテモ得ラレマセン

二、本會ハ學問モ宗教モ應用シテ理義ヲ整頓シ國家本位ニ正シイ道ヲ教ヘル會デアリマス

三、自慶ト云フノハ正シイ道ヲ知ラテソレヲ行フノハ非常ニ喜シイコトデアルト自ラ慶スルノデアリマセン

四、自分流義デ正シイト解釋シテ居ル事ガナカ〳〵ナウデナイ事ガイクラモ有ルソコデ本會ガ教ヘル道理ヲ聞キ分クテ自分ノ誤リヲ正サナイヤウニ早ク心ノ根本ニ堅固ナ土臺ヲ築チハナリマセン

五、本會ガ勞働者ト申スノハ勞力デ仕事ヲスル人ノ事バカリデナク頭デ仕事ヲシテモ手先デ仕事ヲシテモ兎ニ角下ニナツテ働イテ居ル人所謂勞メ人ハ皆ナ含ミマス其所ハ判然ト仕切リガ付カナイ適切ナ名前デナイカラ假リニ勞働者ト稱スルモノデアリマス

六、勞働者ガ國民ノ多數デアルカラ夫レト相手ニ說話シヨウト思フノデアルガ上流者デモ本會ガ勞働者ニ教ヘル事ト同ジ事ヲ心得テハナラヌ道ニ二ツハ無イノデアルカラ上流者モ本會ノ說話ヲ聞イテモラヒタイ

七、本會ハ國家ヲ思フ人ノ慈善心デ集マル金ヲ使ツテ勞働者ニ教ヘ施スノデアルカラ施シヲ受ケル勞働者ヲ會員ニスル考ヘハナイ併シ勞働者デモ篤志ノ人ハ喜ンデ入會ナセマス

八、本會ハ勞働者ヲ可愛ガルクレドモ勞働者ノ味方ヲスルノデナイ又タ上流者ノ味方ヲモシナイ上下心ナ一ニシ喜デ道ヲ行フコトヲ教ヘマス

九、本會ハ勞働者ニ十分ニ德性ヲ涵養シテ國ノ實ト成ツテモラヒタイノデアリマス

ふのかし〻力つ〻して世をとます

民こそくにの實なりけれ

一〇、本會ハ勞働者ガ常ニ善ク働クノニ對シ同情アル人ノ代理トシテ慰安ノタメナツバリトシタ娛樂ヲ見セタリシマスガ本會ノ講師ガ道理ヲ分クテ親切ニ說話ヲスルノハ娛樂ヨリモ一層善イ慰安ニナル積リデアリマス

一一、本會ハ勞働者ガ惡イ書物ヤ演說ニ迷ハナイヤウニ早ク心ノ根本ニ堅固ナ土臺ヲ築イテヤリタイト思ヒマス

一二、本會ハ勞働者ヲ必待、暮シ振リ、不自由ナ點、不平ナ點ナドヲ精シク調ベテ最モ適切ナ教ヘ方ヲシマス教訓實科ハ最早澤山ニ準備シテ居マス

一三、本會ハ本會ノ目的ニ稱フ立派ナ講師ヲ組ミマス講師ノ言フコトガ惡ケレバ本會ハ其ノ責ニ任ジマス

一四、本會ハ講習所ヲ設ケテ本會專門ノ講師ヲ多數ニ養成スル考デアリマス

一五、本會ハ諸所デ慰安修養會ヲ開キマスカラ勞働者ノ管理者ハ成ベク都合ヲシテ勞働者ノ迷惑ニナラヌヤウニシテ幾人ナリトモ勞働者ヲ參會ナセテ下サイ

一六、本會ガ一般公休日ヲ選ンデ慰安修養大會ヲ催フス時ハ一般公衆護デモ入場ヲ許シマス

一七、工場ナドデハ一週間ニ一度又ハ一ケ月ニ一二度位少シノ間仕事ヲ休マセテ本會ヲ招イテ慰安修養會ヲナナレバ夫レデ一番ヨロシイ數日ノ延ベ時間ノ內ノ二時間ヤ三時間仕事ヲ止メテモ修養ガ得スル所ノ利益ニ比ベレバ何デモアリマスマイ

一八、本會ガ工場ニ招カレテ說話ヲスルトキハ先ヅ管理者カラ勞働者ニ關スル事情ヲ問キ取ラテソウシテ說話ヲシマス

一九、本會ハ會員又ハ工場ノ職員諸君ノ修養上ノ研究ノタメ御希望ナラバ特ニ講究會ヲ開イテモオイノデアリマス

二〇、勞働時間問題、賃金問題、其ノ他勞働者ニ關スル物質上若ハ經濟上ノ問題ハ非常ニ大切デアルカラ本會ハ之ヲ研究シマスケレドモ實地問題トシテハ關係シマセン此等ノ事ハ他ニ御任セシテ本會ハ專ラ精神ノ方面ヲ受持ラノデアリマス其ノ代リ精神修養ニ付テハ是非本會ニ信賴シテモラヒタイ

二一、從來宗教系カ工場ニ出張シテ說法シタリ或ハ寺院ナドデ慰安會ヲ催フシタリシテ居ルモノモアル其ノ方法ハ同意ヲ表スルノデアリマスガドウモ區々タル一宗一派ノ爲ノヤウデ思ハシクナイ中ニハ善イ事ヲ教ヘテ居ルノモアルガ別々デアツテ力ガナイ又タ新聞雜誌ヲ讀ミマシテ勞働者ヲ善導セントスルモノモアル夫レモ善イ併シ勞働者ナドハ讀マセルヨリ

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十四號

組合定款第十六條ニ於ル雇傭契約ヲ爲シタルモノ左ノ如シ此旨公示ス

大正七年五月廿五日

京都染物同業組合組長
石田寛兵衛代理
副組長　木村勘兵衛

紫諸色染部員更田松之助徒弟
加賀國河北郡木村字多田
中田與吉
湯屋斗部員小野田長吉徒弟
京都府下乙訓郡西岡別院大字廿野
御召再整部員橋本茂吉徒弟
今谷菊枝
上京區瑞雲寺前木上ル
木村謙三
友仙部員横田新三郎徒弟
滋賀縣栗太郡田村字南大萱
松田清太郎
湯屋斗部員久世勇之助徒弟
下京大宮通七條下ル
太田チカ
同人徒弟
上京區上長者町新町東入
森島ハツ
茶染部員鈴木三郎徒弟
愛知縣丹羽郡扶桑村大字高木
仙田金治
練物部員西川富三郎徒弟
京都市久世郡久世町字木津
西川スマ

◆公示第十五號

組合定款第十六條二項ニ依リ屋傭契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正七年五月廿五日

京都染物同業組合組長
石田寛兵衛代理
副組長　木村勘兵衛

友仙部員久保田安吉徒弟
石川縣能美郡尾口村
加藤重松
紋上織部員和田正三郎徒弟
石川縣金澤市松木町
宮江友之

◆公示第十六號

組合定款第九條ニ據リ左記ノモノ爾今組合員ニ於テ雇傭スルコトヲ停止シ此旨公示ス

大正七年五月廿五日

京都染物同業組合組長
石田寛兵衛代理
副組長　木村勘兵衛

友仙部員川村春助徒弟
山林彌五八
同　井頭造
同　後藤菊一
茶染部員山口由之助徒弟
野田幸次郎

雜報

◆形彫部競技會　五月十五日午前十時組合事務所ニ於テ形彫部第八回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ケたり當日重なる來賓は本府三田村屬富田市勸業課長商業會議所染織學校教諭各新聞記者等なり本村副組長は開會の辭を陳べ高力審査長の審査報告市長代理富田課長の授賞商業會議所の副賞授與あり次に三田村屬並富田課長の告辭演說あり商業會議所の告辭受賞者總代の答辭あり十一時式を了す

◆審査報告　京都染物同業組合形彫部ハ茲ニ第八回徒弟競技會ヲ開催スルニ出品總數三百五十八點ナリ之ヲ友仙形、紋形、小紋形、更紗形ノ四種ニ分チ各種正確審査ナリシニ其成績稍ヤ進歩ノ象狀ヲ認ム今之カ優秀ノモノ百二十八點ヲ選擇シ擬賞スルコト左ノ如シ

友仙形甲
一等賞　三人
二等賞　五人
三等賞　十四人
褒狀　三十人

同上乙
一等賞　一人
二等賞　五人
三等賞　十七人
褒狀　二十二人

紋形
一等賞　一人
二等賞　三人
三等賞　二人
褒狀　一人

小紋形
一等賞　一人
二等賞　三人
三等賞　五人
褒狀　四人

更紗形
二等賞　二人
三等賞　三人
褒狀　七人

右授賞アランコトヲ請フ

大正七年五月十五日

審査長　高力直寛

右授賞終りて左の通り告辭ありたり

知事代理三田村屬演說ノ概要

本組合形彫部ハ今日第八回ノ徒弟競技會出品ノ優秀ナルモノニ對シ褒賞授與ノ式ヲ擧ゲラルル之レハ誠ニ喜バシキコトナリ

惟フニ染色業ハ日ニ月ニ進歩ノ實績ヲ示シツヽアルハ之レ亦當局者トシテ認ムル處デ殖產興業ノ上ヨリシテ大ニ喜バシキコトナリ然ルニ現在ハ亦昔時ノ如ク染物ハ京都ニ限ラレタル如キ考ヘ持續シ得ベキモノニアラズ今ヤ到ル處ニ同業者ヲ出ダシ相競フテ堵好ノ變遷ニ投ジ流行ノ推移ニ應ジ斯業ノ改善ニ注意ヲ怠ラザルニ至ル於是染業家ノ若心ハ一通リニアラザル勉勵ヲ要スルコトヽナリタリ之レト同時ニ形彫業者モ亦改良進歩ノ實績ヲ示サヽルベカラズ幸ニ本部當局者ハ茲ニ見ル處アリテ技術ノ根本タル從業者ノタメニ競技會ヲ設ケ既ニ八ケ年間ヲ第八回ノ競技會ヲ開催スルニ至リタル（斯業ノタメニ胸ニ其當ヲ得ベキ方法ナリ而シテ今其出品ヲ見ルニ手工ニ成リシモノト思ヘヌ程精巧緻密ノモノアリ或ハ刀力勇到コシテ原圖ヲ損ゼザル程ノモノモアリテ確カニ進歩セルモノト認ム望ムラクハ當事者諸氏ハ上下相一致シテ益々其技ヲ磨カレンコトヲ望ム云々

市長告辭

京都染物同業組合形彫部徒弟競技會審査結了ヲ告ゲ茲ニ褒賞授與式ヲ擧グラル徇ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ顧フニ本業ハ精緻ナル頗腦ト熟練ナル手腕ノ養成ニ俟タザルベカラズ授賞者諸子須ラク審査ノ結果ニ鑑ミ自今一層奮勵能ク先進ノ指導ニ從ヒ公德ヲ重シ私行ヲ慎ミ以テ徒弟ノ本分ヲ忘レザランコトヲ式ニ臨ミ一言ヲ告グ

商業會議所告辭

京都染物同業組合ハ本日ヲトシ第八回形彫部徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ケラル誠ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ

惟フニ分業的技術ノ發達ハ頓チ染色製品ノ精緻ヲ促ガス所以ノモノナレバ形彫技術ノ如キ設令染色工業上一ツノ補助的行爲ニ過ギザル如シト雖モ亦一面ヨリ觀察スレバ染色工程ノ基礎トモ云フベキモノニシテ之ハ巧拙ノ製品ニ多大ノ影響ヲ及ボスモノタルヤ吾人ノ多言ヲ要セザル處ナリ

希クハ諸子徒ラニ舊法ヲ墨踏スルニ甘セズ將來益々之カ研鑽ニ努力セラレンコトヲ式ニ臨ミ一言ヲ叙シ告辭ニ代フ

大正七年五月十五日

京都商業會議所會頭
濱岡光哲

受賞者總代答辭

形彫部ハ本日ヲトシ第八回徒弟競技會褒賞授與ノ式典ヲ擧ゲラル生等幸ニ其選ニ當リ列席スルヲ得タルハ實ニ光榮ナリ特ニ來賓各閣下ハ告辭ヲ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ以テ將來ノ奮勵ヲ勵マラル光榮大ナリト雖モ責任亦重シ希クハ今後宜シク之ヲ心ニ銘シ其大成ヲ期シ以テ今日ノ光榮ニ酬ユルアラン事ヲ一言答辭ヲ陳ブ

大正七年五月十五日

受賞者總代　人見勝太郎

©Kyozomekai

ハ開カセル方ガ効果ガ多イ旨ヨリモ耳ノ方ガ良ク分ルノデアル其ノ外勞働者ヲ善導スル目的ノ會ガアルヤウデアルガ勞働者カラ會費ヲ取ルヤウナ事ガ伴フノデ夫レモ等クナイ其所デ吾々ハ何ハ因テ費キ理論尋然タル信念ニ基イテ天地ノ公道大義名分ヲ明カニシ國民道德ヲ根本カラ統一スル爲メニ大組織ノ運動ヲ起ストウトスルノデアリマス

二二、勞働者ニ六ヲカレイ事ヲ開カセル必要ハナイ唯々仁慈忠孝ヲ盛ニ繰ル裏スガクデモ十分ダト思ヒマス抑モ仁慈忠孝ハ御國體ノ精華デアリマシテ此ノ華ヲ盛ンニシナケレバ我ガ日本ハトテモ世界ノ壓迫ニ耐ヘル事ハ出來ナイノデアリマス故ニ自慶會ガ國ノ多數ノ識者（多數ノ愚者ヲ除ク）ノ意見ヲ代表シテ油斯ナク仁慈忠孝ヲ天下ニ唱道スルナラバ是ガ樓威アル勢力ニナリマスカラ必ズシモ一人々々ヲ說キ論ヤカトモ自然ニ高人ヲ感化スルコトガ出來マス況シヤ本會ハ機根ニ應ズル簡單明瞭ナル教訓ヲ準備シテ人ノ誠心ヲ刺激教奮セシヤウト掛ルノデアリマスカラ功能著シイコトヲ信ロテ疑ヒマセン思想問題ハ廣ク盛ンニヤランケレバダメデアル今日ノヤウニ片隅デアル〳〵國家主義ヲ說ズルカト思フト他ノ隅デハコツ〳〵個人主義ヲ說クモノガアルト云フ風デハ何等ノ權威ガナイ民衆ハ何レニ從ツテヨイカ迷フ輝デアル實ニ可愛想デアリマス今私ガ愚者ト申シタノハ衣食足ツテ禮節ヲ知ル說話ナドハ迂闊デアルト言フ人達ノ事デス彼等ハマダ智慧ガ劣リカチテ居ルノデアル

二三、道ヲ教ヘルニハ寡ハセテ後チ教ヘルガヨイ本會ガ勞働者ニ演藝ヲ供スルノモ仁慈ノ一端デアル仁慈ノ一端ヲ顯ハシテキウシテ忠孝ヲ教フレバ面倒ナ說明ヲシナクトモ分ルノデアリマス斯樣ニシテ勞働者ヲシテ道ニ親ム習慣ヲ付ケシメルノハ本人ノタメ國家ノタメデアリマス

二四、世界ノ各國ガ皆ナ勞働者ノ事デハ失敗シ或ハ亂レ或ハ破レ手ヲ燒イテ居ルノハ自慶會ノヤウナ事ヲ大々的ニヤラナカツタノガ原因デハアルマイカ私ハ重テ申シマスガ國家ノ愛藝ハ一身（家ノ幸福ヲ保持スルモノデ有マス自慶會ハ國家ノ保護ヲ受ケテ大目的ヲ達成シ得ル

者ヲ主トシテ居リマスガ併シ間接ニハ彼等ヲ感化シ得ルト信ジマス

二六、本會發起ノ際先ヅ以テ名譽會員ヲ推薦シマシタ所ガ立所ニ多數ノ賛成ヲ得マシタ中ニモ非常ニ氣持ノ善イ御賛成ガアリマシタ例令バ「結構ナル御金ニ對シ謝辭ノ謝意ヲ表シ名譽會員タルコトヲ快諾ス」等トアルノデス此ハ御自分ガ最モ心配ニ思ツテ居ラルヽコトヲ善クモ自慶會ガ起ツテ速カニ着手シテ呉レルト御譽ノ餘リニ謝意ヲ表スト申サレタノデアルト思ヒマス我々發起者ハ此ニ非常ニ感激致シマシタコンナ次第デ慈國慨世ノ先輩諸士ハ本會ノ起ラザルベカラザルコトヲ我等ヨリ先キニ御存知ナノデアリマス豐有イ事デス

二七、本會ノ實施ニ就テハ演藝者ナ要シマスカラ先日來東京第一流ノ藝人ト連絡ヲ取ル爲メ夫レ〳〵依頼ヲシマシタ所ガ皆ナ賛助ノ意ヲ表シマシタ中ニモ伊藤痴遊君ハ大賛成デアリマシタ特ニ竹本綾之助君ノ申込ハ眞面目デアリマシタ其ノ申込ミニ曰ク「凡ソ藝人ハ一世ニ名ヲ擧ゲタ人デモ其ノ終リヲ全フスルモノガ少ナフゴザイマス其ノ譯ハ藝人社會ノ品性ガ善クナイカラデゴザイマス私ハ之ニ鑑ミマシテ名譽アル終リヲ告ゲタイ利欲ヲ離レテ我ガ藝術ヲ國家ノ爲メニ致シタイト平素志望シテ居リマス就テハ慈善事業ノ類モ色々アリマシテ度々右ノ心持デ賛助致シマシタガ其ノ慈善事業ト申スノガ何時モ僞善カ何カデ私共ハ寒心慨ヲ見マセレマシタ然ルニ此度自慶會ノ御發起ヲ見マスト失禮ナガラ始メハ何時モノモノト思ヒマシタガ名譽會員ノ御方ハ御歷々バカリデアル又時事新報ヲ見マスト實際ニ御盡力遊バス御方ハマダ現職ヲ有ツテ前途アル御方デイラツシヤルノデ此ノ會ハ餘程評ガアル會デ有ラウ決シテ遊ビ半分ノゴマカシ物デナイ今度コソハ本物ニナルト確信シマシタ依ツテ是非共私等ヲ御會ノ事業ニ參加サセテ頂キタイノデゴザイマスサウスレバ自分乎素ノ望ミヲ遂シ得ルノミナラズ藝人一般ノ品性ヲ改メ段々社會上ノ地位モ擧ル原因トモナウカト考ヘマス自慶會ハ勞働者ノ向上バカリデナク藝人モ向上モカトリニ御同立ナル目ヒマスー云

精選ノモノヲ採用シテ自然ニ名譽アル地位ヲ保タセル方針デアル旨ヲ答ヘテ本會賛助ヲ願ムコトニ致シタノデアリマス

二八、大正六年十二月十八日本會趣意書發表以來大正七年三月二日東京有樂座ニ於テ設立大會ヲ開キマスマデニ勞働管理者側デ最モ積極的ニ本會ヲ歡迎ナサレタ御方ハ東京鐵工機械業組合、東京市電氣局及鐵道院デ有マシタ其他ノ御方モ今後本會ノ眞價ヲ御了解ニナレバ飽度本會ヲ歡迎シ御利用ナサル事ト信ジマス

二九、本會ノ役員ニハ實務ニモ經驗アリ勞働者ノ事情ニモ通ジ識見モアリ信念モアルシフカリシタ人ヲ選ンデ任用シマス

三〇、勞働者ヲ使ツテ居ル人ハ本會ノ役員ト連絡ヲ取ツテ本會ノ仕事ガ都合ヨク運ブヤウニ御盡力下ナイ

三一、本會ノ仕事ノ狀況ハ時々印刷物ヲ以テ會員ニ通レナタ報告シマス

三二、本會本部ノ費用ハ如何ナルモノニナルカト申セバ先ヅ事務所家賃（建築費）庶安會場借料（會館ヲ建築スレバ建築費ト其ノ維持費）演藝者給金、講師事務員、雇人ノ報酬及手當、時刻表ノ調製費、地方出張レバ旅費、通信費印刷費、圖書費、備品消耗品費雜費等ニナリマシヨウ初メノハ東京ニ於ケル手シテ次ハ大阪方面ニ支部ヲ置キ追々他ノ地ニ及ボス事業デアリマス

三三、私ハ坊主デ市ニ大フヤウニ又ハ寺ガ養蠶ヲ取ルヤウニ商売ヲナイ仕組ヲシテ夫レデ本會經營ノ其ノ仕方シスルヤウナ事ハ面白タナイト思フ左レバ可ナリ多額ノ基本金ヲ要スル次第ニナリマシタ會員諸君ノ定額寄附金ト有力者諸君ノ御援助ニ依リ本會ノ事業ヲ盛ンニシ皇國ノ精華ヲ萬代ニ擁護シ奉リタイト存ジマス

終リニ本會ヲ賛助シ給フ、因縁ヲ以テ其ノ人自身モ永遠ノ大果報ヲ受ケアランコトヲ至心ニ祈リマス

©Kyozomekai

東京化學工業株式會社製品
クリサミン
コンゴーレット
染料新製品發賣
今回右染料ヲ發賣仕リ候間御試用ノ上御用命被仰付度奉願上候
◆見本御入用ノ節ハ御一報次第直チニ御送可申上候
大阪市西區八條中通四丁目三〇五番地
東京化學工業株式會社關西代理店
富田直平
電話西三七九六番

發行兼編輯人　高谷復次郎
京都市錦小路通竹屋町下ル
京都市錦小路通竹屋町下ル

校賞者左ノ通リ

友仙形甲　同　一等　盤月宮之助
同　大島文次郎
同　人見勝太郎
同　北村春之助
同　乙　同　一等　太村義雄
紋　手塚清蔵
小友仙甲　同　二等　田来造
同　作川清太郎
同　櫻井武一郎
同　三谷正治
同　高田清三郎
同　壁山亜
同　乙　同　二等　中澤松次郎
同　山森専次郎
同　杉繁二郎
紋　北村喜蔵
同　堀崎友儀
同　二等　大田政造
同　西鈴木八郎
紋　同　二等　鈴木牛蔵
同　本吉儀
小　同　二等　尾崎平吉
同　宮原彌一
更紗　同　二等　宮崎平助
同　林仲次郎
友仙甲　同　三等　小林信造
同　中川元
同　藤原順治
同　田邊新次郎
同　吉田清三郎
同　山北卯吉
同　矢吹政一
同　三等　藤原正一
同　好澄三
同　宮江五四郎
同　加藤市郎
同　大倉松太郎
同　乙　同　三等　小島了加
同　岸本道太郎
同　島崎虎之助
同　森川一
同　中野忠吉
笠井外二郎
同　原幸三郎
同　河井友次郎
同　藤本源次郎
同　橋本清
同　野田阪實
同　永井清次郎
同　井上人郎
紋　同　三等　湯川吉太郎
同　浅田秀次郎
小　同　三等　田谷清次郎
同　戸谷虎一
同　山中甚之助
同　平井儀三郎
同　平井吉
紋　同　三等　北村太郎
同　市村三郎
更紗　同　三等　笠木良太郎
同　濱田留吉

鹿狩河瀬源三郎外六十一人以上

◆引染部染價改正　時より役員會を開き染價の改正をなし實行する事の決議をなせり

墨染ノ部

一　並　墨　最低染價　金六拾錢
一　上　墨　同　金六拾五錢
丙　檜　墨　同　金七拾錢
乙　檜　墨　同　金八拾錢
甲　檜　墨　同　金九拾錢
羽二重　墨　同　金壹圓五拾錢
類模様　墨　同　金壹圓六拾錢
二重　墨　同　金壹圓多拾錢
更紗模様染　同　金九拾錢
一　縮緬無地八掛付　同
一　同　縮緬模様　同
一　同　縮緬模様付　同
倶シ八掛付三分ノ一値増

◎光物ノ部

一尺三並巾平織羽織　最低染價　金五拾五錢
一　同　金七拾錢
一　同　八掛付　金八拾錢
一　絹模様付　金壹圓四拾錢

◆紅染部事項　紅染部々長喜多林平氏は家事の都合に依り部長辭任の申出でありしを以て去る六日午後六時總會を開き部長改選及役員任期滿了せるを以て同時に改選を行ひたる結果左の如く當選せり尚喜多林平氏は部長として十數年勤續せられ部に對しては功勞多大なるを以て部より功勞記念品を贈呈する事の決議をなしたり

部長　高野宇一郎
副部長　北村彦次郎
會計　大村正太郎
代議員　植村市太郎
同　喜多林平
同　湯口甚七
同　松澤平
同　澤兵
同　藤

以上就任せり於是更らに去る廿日役員會を開き紅染工賃改良標準を設け實行することの協議をなしたり其結果六月一日より從前の三割上げとし特別高價なる染料を用ゆるものは別に協定する事に決議せり

◆評議員會　去廿日午後二時評議員會を開き木村金山兩副組長田畑房次郎永井政次郎八木伊三郎田村藤吉五十嵐忠次郎清水藤三郎東才次郎井深英之助の各評議員出席第一本年稅務署に於て所得稅調査員選擧會開催せらるゝ爲め當組合より上下兩區各一名宛推薦する事に就ては上京に於ては田畑房次郎氏を正員に金山藤兵衛氏を副員に下京に於ては八木伊三郎氏を正員に福井繁太郎氏を副員に選定し實業團體役員會へ申込む事に決し第二市より染織試驗場擴張に就き當組合よりも相當の寄附ありたき趣き組會せられたるに基き協議せし結果金壹萬圓の豫定を以て申込む事其桑集方法は別に案を設け翌月の評議員例會に附議する事とし第三糸綛色染部員森永卯之助より生糸販賣業者辻幾太郎に對し染價不拂に就き取引停止處分の申請をなしたるに就き之れが許否を諮りたるに組合として示談解決を勸告し尚應せざる場合は定款第十四條の規定に隨ふて處分する事に決し第四組合員北村末次郎氏より兩面模様染法の新工夫を發明せしに就き組合定款第二十條に據り保護を受けたき旨申請せられしに依り審議の上從前より本種類の染法あれば採用し難きものと決定せり

◆所得稅調査員　別項評議員會に於いて決定せし如く當組合よりは上下兩區に於て是非一名づゝの正員を擧げざる時は組合員全體の不利益なるは謂ふ迄もなき事なれば四月卅日中に申告書提出せし分は選擧資格を有するものなれば選擧當日には必ず出場投票せらるべく從前の例に據れば組合員は冷淡に案權するはまだしも中には他業者のために運動する不了簡者も往々見受けらるゝ處なるが之れらは沒常識の甚だしきも

はざるは勿論なるに依頼せられたからとて他の業者のために運動する如きは解すべからざる事なり今後は宜しく協同一致して同業者全般のため同業者中より選出するの覺悟を有すべきなり

◆京都博覽會受賞者　本年四月より開催せる同博覽會本組合出品者の中授賞せられたるもの左の如し

金賞
木村芳松　五十嵐忠次郎
松村平助　胡桃友仙區
横江彌太郎

銀賞
平安絣染工場　佐々木合名會社
山崎寅吉　佐賀太兵衛
岡九一郎　堀尾源吉
谷岡村留吉　横井美
新田孝太郎　平井包太郎
竹下常次郎　北川清吉

銅賞
小川拾吉　川島作次郎
杉山武　大原金十郎
久米島次郎　加地藤次郎
桂勇之助　佐々木嘉助
横井善次郎　石原正次郎

褒賞
瀬川吉之助　中川友仙工場
磯部利一　倉井嘉吉
大野太寅次郎　千田政次郎
勝木幸次郎

右博覽會出品賞上は例年に比類なき好況にて四月より五月廿六日迄時に三百三十四點金額八百五拾八圓七拾六錢に達せり

◆中形染部規約　中形染部は左の通り規約改正せり

京都染物同業組合中形染部規約

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ依リ之レヲ設置シ京都染物同業組合中形染部ト稱ス

第二條　當部ハ中形染及ヒ白書營業者ヲ以テ組織ス

第三條　本部事務所ハ京都染物同業組合内ニ設置ス

但シ都合ニ依リ別ニ事務所ヲ設ケ部務ヲ處理スルコトヲ得

第二章　目的及業務

第五條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

一　斯業ノ改良發達ヲ企圖スルコト
二　營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト
三　染價最低價格標準ヲ實行シ粗製濫造ヲ防遏スルコト
四　競技會又ハ染色研究會ヲ設ケ斯業ノ奬勵ニ力ムルコト
五　職工及徒弟ヲ教育シ並ニ取締ヲ爲スコト

第六條　注文主ニ對シ不當ノ値引ヲ工賃ノ割引又ハ歩引ヲナサシメ賃金ヲ延滯スルカ又ハ支拂ヲ延滯スルカ不正ノ行爲ヲナスヘシ同業者ノ營業ヲ妨ケ又ハ不正行爲ヲ以テ其注文主ヨリ新タニ注文ヲ受クルカラス

第七條　部員ノ不正ノ行爲ハ不正行爲ヲ以テ其注文主ヲ誘引スルカラス

第八條　本部員ハ發明創始ニ係ル營業上ノ器械器具商標ハ其許可ナクシテ使用スヘカラス

第九條　部員ニシテ注文主ヲ同フスル相出入者ハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ

第十條　部員ハ業主ヲ異ニスル同業者間ニ紛議ヲ生シタルトキハ直ニ長ノ扇出テ之レカ解決ヲ求ムヘシ

第十一條　部員ハ其注文主カ工賃最低價格標準ニ依ル工賃ヲ支拂ハスヽ又ハ支拂ヲ延滯スルカ不當ノ値引ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ處分ノ申請ヲ爲スヘシ

但シ此場合組長ハ之レヲ解決ヲ見ル迄ハ一時同業者ニ通告シ注文主ニ對シ取引ヲ停止スルコトアルヘシ

第十二條　部員ハ職工ハ第二項ニ關シ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一　職工ハ同業者ニ傭使セラレ賃金ヲ得テ其業務ニ從事スル者ヲ云フ
一　徒弟ハ一定ノ契約年限ヲ定メ業務ノ傳習ニアル者ヲ云フ
一　部員ハ職工徒弟ヲ其許諾ナクシテ使傭スヘカラス
一　組合及部又ハ區ヨリ罷人停止又ハ禁止ヲ受クタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス
一　就業中疾病又ハ傷痍ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト
一　職工又ハ徒弟ヲ傭使スルトキ又ハ解雇シタルトキハ三日以内ニ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出ヲヘシ
一　職工徒弟ニ對シテハ成ルヘク業務ノ餘暇ヲ以テ普通學ヲ教修セシムヘシ
一　徒弟ニシテ修業シタルトキハ部長ヲ經テ修業證書附與ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ

第十三條　部長ハ部員ヲシテ職工徒弟ノ業務奬勵上左ノ項目ニ該當スヘキ者アルトキハ報告セシムヘシ

一　斯業ノ改良發達ニ稗益アルモノ
一　品行方正ニシテ業務ニ精勵シ特殊ノ功績アルモノ
一　契約年限ヲ誠實ニ對續シ技術優等ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ

但部長ハ部員ヨリ前條ノ屆出ヲ受クタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合組長ニ送達シ修業證及褒賞狀下附ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條　當部ハ其目的及業務實行ニ關シ必要アルトキハ部會ノ決議ヲ以テ規程及委員ヲ設クルコトヲ得ヘシ

第三章　加入脱退ニ關スル規程

第十五條　開廛業轉居移轉ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ屆出ヲヘシ

第十六條　廛業者ニシテ屆出ヲ怠ルモノハ其手續ヲ了スルマテハ部及區ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第四章　部員ノ權利義務

第十七條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一　部員ハ部ノ役員又ハ代議員ニ選擧セラレ又選擧ヲ爲スコト
一　部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト
一　部ノ事務ニ干與スルコト
一　部ノ業務又ハ會計及財產等ニ關シ部長ニ說明ヲ求ムルコト
一　部ノ經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト
一　部規約其他ノ規定及決議事項ヲ遵守スルコト
一　部長ノ召喚ニ應スルコト
一　部員ハ役員ノ命ヲ受クタル職員ノ臨檢及諮詢ニ對シテハ確實ニ答辯シ抗拒スルコトヲ得ス

第五章　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十八條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク
一部　長　一名
一副　部　長　一名
一會　計　一名

第十九條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一　本部地區内ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ國稅負擔ノ營業業者タルコト

但營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一　年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

第二十條　左ニ揭ケタルモノハ役員タルコトヲ得ス

一　重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受クタルモノ
一　組合ニ於テ違約處分ヲ受ク確定後二ケ年ヲ經過セサルモノ
一　公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ
一　其他法律上ノ處分ヲ受ケ五ケ年ヲ經過セサルモノ

第二十一條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一　部長ハ部ノ事務ヲ總理シ又部ヲ代表ス
一　部長ハ部會及部員總會ヲ招集シ其議長トナルコト
一　副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事故アルトキハ其代理ヲナス
一　會計ハ部經費ノ收支並ニ會計及用度ノ事務ヲ掌理シ部ノ財產ヲ保管ス
一　役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス役員ノ當選ハ多數投票者ヲ以テ之レニ充ツ投票同數ナルトキハ年長者ヲ同年齡ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

第二十二條　役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

一　役員ノ任期ハ滿二ケ年トス
一　役員ノ辭職セントスルトキハ理由ヲ證明スル書類ヲ部ニ提出スヘシ部長ハ部會ニ諮リ之レカ許否ヲ決ス
一　部長ハ召喚ニ應スルコト
一　部員ハ役員ノ命ヲ受クタル職員ノ臨檢及諮詢ニ對シテハ確實ニ答辯シ抗拒スルコトヲ得ス

第二十三條　本章ノ規定ニヨル決議事項ハ部長ヨリ組長ニ報告スルニアラサレハ實行スルヲ得ス

第六章　議會ニ關スル規程

第二十四條　當部ハ重要ナル事項ヲ審理スルタノ部會ヲ設置ス

一　部會ハ部員五名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス
一　部ノ利害ニ關スル調査事項
一　違約處分ニ關スル調査事項
一　部經費收支決算及賦課徵收法並ニ經費ノ決算財產目錄ノ認定
一　組合組長部長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項

第二十五條　部會ノ議員ハ第二項ニ關シ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一　部ノ利害ニ關スル事項
一　違約處分ニ關スル調査事項
一　部經費收支決算及賦課徵收法並ニ經費ノ決算財產目錄ノ認定
一　組合組長部長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項

第二十六條　部會代議員二分ノ一以上又ハ部員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ之ヲ部總會ニ附議ス

第二十七條　會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ少ナクトモ三日以前ニ通知スヘシ

但シ緊急事件アルトキハ十二時間迄ニ短縮スルコトヲ得

第二十八條　會議ノ裁決ハ出席代議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十九條　工賃最低價格標準實行ニ關スルコト及部規約ノ改正削除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十條　會議ハ議事錄ヲ調製シ其決議事項又ハ選擧ノ顚末並ニ出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名以上之レニ署名シ保存スヘシ

第三十一條　部會代議員ノ資格任期及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第三十二條　部長ハ毎年一月七月兩期ニ區總會ヲ開キ諸般ノ報告ヲナシ又ハ工況及統計ノ調査ヲナスヘシ

但シ緊急事件アリト認ムルトキハ臨時ノヽレヲ開クコトヲ得

第三十三條　會議ニ缺席セントスルトキハ開會時刻前ニ缺席屆ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス

但シ臨時總會ノ場合缺席セントスルトキハ

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十五號

組合定款第十六條ニ據リ雇傭契約ヲ無効ノモノ左ノ如シ此旨公示ス

大正七年六月廿五日

京都染物同業組合組長
石田喜兵衛代理
副組長　木村勘兵衛

友仙染部員安田[illegible]三郎徒弟　三重縣宇治郡山田市一之木町　川瀬一
同　部員安田音三郎徒弟　上京區七本木通下長者町下ル　木村久次郎
洗色板部員渡邊本吉徒弟　岐阜縣羽島郡[illegible]島町　谷卯吉
友仙染部員長谷川[illegible]郎徒弟　富山縣射水郡守山村大字松屋村　勘太郎
同　上　府下丹波國天田郡菟原村字大身　横田利一
同　上　下京區[illegible]町南側　竹村誠次
同　上　大阪市北區[illegible]西町　増田喜市
同　上　滋賀縣神崎郡[illegible]村大字苦提寺　谷口留次郎
同　上　下京區西寺町萬壽寺下ル　山口菊太郎
同　上　府下丹波國天田郡菟原村大字大身　横田正次
同　上　富山縣射水郡佐野村字木津　大杉仙吉
紋上書部員川勝藤次郎徒弟　滋賀縣神崎郡八日市町字金屋　川島宗吉
形彫部員本田四郎徒弟　滋賀縣坂田郡伊吹村大字大久保　大門謙吉
友仙染部員杉山藤市徒弟　三重縣足辨郡十庄村大字下平　川瀬關次郎
同　上　三重縣足辨郡十庄村大字市場　長野源一
友仙染部員北村重蔡徒弟　福井縣足羽郡麻生津字下江尻　伊澤三郎
紫諸色染部員西島善之助徒弟　大阪市北區天神橋筋東一丁目　倉骨俊
糸染部員大塚建一郎徒弟　福井市田原下町　野路豊志

◆公示第十六號

組合定款第十六條ニ據リ雇傭契約ヲ無効セリ此旨公示ス

大正七年六月廿五日

京都染物同業組合組長
石田喜兵衛代理
副組長　木村勘兵衛

紋上書部員長藤精市郎徒弟　府下愛宕郡大宮村字東常野大門新門前町　金弦精
友仙灰汁附　紋羽及羽二重　一疋五錢
同小巾　參錢
一紋羽二重紋綸子　壹疋
一紋羽二重八丈物　同　壹疋
八ッ橋　同　壹本
一小巾壹瀬　壹圓八拾錢
大巾紋羽　壹圓貳拾錢
尺三巾紋羽　壹疋　貳拾錢
平絹、七丈、丈絹　同　拾錢
曾代糸好　同　拾四錢
本耳絹　同　拾八錢
節　拾參錢
一鬼石　同　貳拾錢
二四、尺八、十二丈物　四拾錢
一紋綾、三丈物　壹反　拾錢
一紋綾四丈八尺物　壹疋　拾錢
一紋綾大巾六丈八尺物　壹疋　參拾錢
大巾濱縮緬　同　壹疋
中巾濱縮緬　同　壹疋
一外友仙灰汁附　紋羽及羽二重　一疋五錢
同小巾　參錢

◆紋糊置部は去る十日總會を開き七月一日より夜業廢止することの決議をなしたり其理由

© Kyozomekai

部員ニ委任シテ決議確ク行フコトヲ得

第七章　會計ニ關スル規定ハ同業組合定款ノ規程ヲ準用ス

第三十四條　會計ニ關スル規定ハ同業組合定款ノ規程ヲ準用ス

第八章　違約者處分法

第三十五條　部員ニシテ左ニ掲クル行爲アリタルモノハ貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス

一　染工賃協定價格標準ニ違背シタルモノ
一　取引停止ノ公示ヲ受ケタル注文主ヨリ新タニ同種ノ注文ヲ受クタルモノ
一　取引停止ノ者代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談調ヒタルトキ直ニ取消屆ヲナサヽルモノ
一　注文主ニ對スル取引方法ヲ一定セサルモノ
一　不正行爲ヲ以テ同業者ノ信用ヲ害シ又ハ同業者ノ注文主ヨリ新タニ注文ヲ受クタルモノ
一　同業者ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ許諾ナクシテ使用シタル者
一　他ノ同業者カ登記及公示ヲ受ケ傳使中ノ職工又ハ徒弟ヲ傳使シタルモノ
一　停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル職工又ハ徒弟ヲ傳使シタルモノ

第三十六條　部員ニシテ左ニ掲クル行爲アルモノハ貳拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一　正當ノ理由ナク役員及委員ノ命ヲ受ケタル職員ノ調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ
一　京都染物同業組合ノ證票ヲ携帶セサル職工ト雇傭契約ヲナシタルモノ
一　不正行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ職工カ不正ノ行爲ヲ以テ證票ヲ受ケタル情ヲ知テ傳使シタルモノ
一　雇傭期限中ノ職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日給ヲ與ヘサルモノ
一　職工徒弟ヲ理由ナクシテ教養セサルモノ
一　就業中疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ被リタル職工及徒弟ニ對シ理由ナク治療ヲナサシ
一　正當ノ理由ナク部長ノ召喚ニ應セサルモノ
一　職工及徒弟ヲ傳使シ登記ヲ受ケサルモノ及之レヲ解約シ登記取消ヲナサヽルモノ
一　登記業件ノ變更ヲ生シタルトキ其變更ノ登記ヲ請ケサルモノ
一　業務上ノ異動ニ關スル屆出ヲナサヽルモノ

第三十八條　前數條ノ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組合組長ニ申請ス

一　前項違約事項ニ對シ處分決定者ノ臨本ノ傳達ヲ受ケタル部員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

附　則

第三十九條　本部規約ニ記載ナキ條項ハ京都染物同業組合定款ノ條項ニ準據シ之ヲ適用ス

◆改良大島絣製造法　大島絣に相似せる染法は種々あり何れの染工場に於ても製染せられつゝあるが本年一月當地の本絣京織組合員安井元七氏が特許を得たる改良大島絣製造法に就き染業者間に種々なる來たしたる趣きにて諸方より問合の向きあるを以て左に特許明細書を掲ぐること、す本法の如きは別に新發明と稱すべきものにあら子して從前より此種のもの、製染せられたる實證は多々ありと雖も染業者にして特許出願の手續をなすものなく反て商人側より出願せられ既に其權利を享有せられたる以上は之れが特許範圍を侵害すべからざるは勿論なり然れども若し之れあるを不便とする場合は相當の手續を以て本特許取消の訴願をなすを可とす

特許第三一九八二號　第七十一類

出願　大正六年六月六日
特許　大正七年一月九日

京都市下京區六角通富小路東入大黒町八十四番地
特許權者（發明者）安井元七

明細書

改良大島絣製造法

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ經ニ無地染セル絹糸ヲ用ヒ緯トシテ七本ノ大島絣ニ染ノタルモノヲ徳品ニ使用

ニテ緯糸ヲ潰シ布面ヲ平滑ナラシメ之レニ絣糸ト色相ヲ異ニセル染料及ヲ刷込ミ絣模様ヲ構成シ更ニ絣模様内ニモ後明「セルロイド」ニテ作リタル型板ニテ地色ト異リタル數種ノ染料液ヲ絣狀ニ刷込ミ地糸ノ絣糸ヲ露狀ニ顯ハシ更ニ蒸熟シテ色素ヲ固定スヘト同時ニ絣糸ヲ彫大セシメ絣模様ヲ染色スル方法ニ係リ其目的トスル所ハ簡單ナル手段ニ依リ素地柔軟ニシテ興登外觀共ニ紡績絹ヲ模セル布地ニ大島絣ノ如キ織絣模様ヲ顯ハスルニアリ

發明ノ詳細ナル說明

本發明ヲ實施スル一例ヲ示セバ左ノ如シ淺色ニ無地ニ染メタル絹糸ヲ經トシ緯トシテ淺藍又ハ茶等ノ淺色相ニテ大形ノ絣ニ染メタル太キ柔軟ナル糸ヲ織込ミ織成セル布地ニ石鹸溶液ヲ噴霧器等ニテ撒布シ、少シク湿潤シ之ヲ「ロール」ニ掛ケ緯糸ヲ壓展シ布目ヲ潰シ布面ヲ平滑ナラシメ次ニ絣糸ト異リタル色相ノ染料液ニテ刷込法ニヨリ大形絣模様ヲ染付ケ尙絣模様内ニ地色ノ異リタル色相ノ染料ニシテ後明「セルロイド」ノ型板ニテ模様ヲ透視シツヽ數種ノ絣模様ヲ刷込ミ地糸ノ絣ヲ露狀ニ絣模様ニ顯出セシメ後蒸熟器内ニテ密閉シツヽ蒸熟シ色素ヲ纖維組織ニ固着スルト同時ニ緯糸ヲ再彫大シ布面ヲ問凸ニ復セシメ紬模ノ風味ヲ呈セシムルモノトス

本發明ニ於テ石鹸ノ稀薄溶液ヲ撒布スルハ由來木綿紡績糸ハ紡績油其他ノ油分ヲ多量ニ含有シ染液ヲ反撥スル傾向ナルガ故ニ豫メ之ヲ撒布シ油ヲ「エマルション」狀態ニ變ジ染液ノ浸込ヲ助長スル爲メナリ

太キ緯糸ヲ織込ミ其面ヲ紬又ハ紡績紬ノ如ク問凸面トナストキハ刷込捺染ノ施行上非常ニ困難ナルモノ、ヲ

本發明ハ前記ノ工程ノ一合セニ依リ之ヲ改良セルモノニシテ絣糸ヲ織込ミ問凸面ヲ形成セシメタル布地ニ石鹸溶液ヲ撒布シ「ロール」ニ掛ケ壓展シ蒸熟スルマデ平滑面ヲ維持シ刷込ミ工程ニ移ル際ニ於テ平滑ナラシメ後明「セルロイド」ノ型板ニ刷込ヲ行ヒ後之ヲ蒸熟シ絣糸ヲ再ビ浮キ上ラシメ絣足ニ「カスレ」ヲ生ジ同時ニ地絣ノ絣ノ模様内ニ露狀ニ顯シ素地ノ問凸面ト相俟テ本ニ織模様ノ如キ云フベカラザル風味ヲ具ヒスタルナリ而シテ一切糊ヲ施サヾルガ故ニ水洗スル等ノ煩ナク非常ニ經濟的ニ實行ヲ行ヒ得ルノミナラズ殊ニ素地柔軟ニシテ風疊頗ル良ニ被服又ハ蒲團地トシテ極メテ適當ナルモノ、ヲ

特許請求ノ範圍

一前記ノ目的ヲ達シ得ル爲メニ經ニ無地ニ染メタル絹糸絲ヲ用ヒ緯トシテ絣ニ染メタル太キ絲ヲ織込ミ織布ニ石鹸溶液ヲ撒布シ「ロール」ニテ壓扁シ布面ヲ平滑ナラシメ絣模様ヲ刷捺シ尙其絣模様内ニ異リタル色相ノ染料液ヲ透明「セルロイド」型板ニ依リ刷込ミ模様内ニ地絲ノ絣ヲ露ハシメ蒸熟シテ絲糸ヲ彫大シ問凸面ニ復セシメ大島ノ如キ織絣ヲ模スル方法

發行者編輯人　高谷復次郎
發行所　京都市癸原通竹屋町下ル
印刷人　[illegible]

各種染料販賣　吉岡染料店
下京區佛光寺通油小路西入

© Kyozomekai

雜報

◆各部堂報　糸絽色染部は六月一日總會を開き部規約改正の決議をなせり終りて高力染織學校長を聘し染織上に關する講話を催したり

◆模様染部徒弟寫生會　は十五日例會を開き出品に對し審査を行ひ一等賞に鵜川和市徒弟杉村長之助、二等賞石田四郎造徒弟酒井常三郎、三等賞同人三等賞吉川松太郎徒弟三谷泰一郎、乙二等平塚榮次郎徒弟大西伊三郎、三等岡野庫次郎徒弟生駒鐵一▲灰汁附部は去る十日總會工賃標準の改正をなす左の如し

一紋綾　綸縮　壹疋ニ付　貳拾八錢
一紋綾　綸縮　壹反　拾五錢
一小巾　綸縮　壹反　拾參錢
一帶　揚同　拾錢
一帶　紗同　拾錢
一鍋　紋綸子　壹疋　參拾八錢
一紋羽二重八丈物　同　壹疋　參拾錢
八ッ橋　同　壹本　壹圓八拾錢
大巾壹瀬　壹圓貳拾錢
大巾紋羽　壹疋　貳拾錢
尺三巾紋羽　壹疋　貳拾錢
平絹、七丈、丈絹　同　拾錢
曾代糸好　同　拾四錢
本耳絹　同　拾八錢
節　拾參錢
一鬼石　同　貳拾錢
二四、尺八、十二丈物　四拾錢
一紋綾、三丈物　壹反　拾錢
一紋綾四丈八尺物　壹疋　拾錢
一紋綾大巾六丈八尺物　壹疋　參拾錢
大巾濱縮緬　同　壹疋
中巾濱縮緬　同　壹疋
一外友仙灰汁附　紋羽及羽二重　一疋五錢
同小巾　參錢

◆紋糊置部は去る十日總會を開き七月一日より夜業廢止することの決議をなしたり其理由とする處は四五年前より書間の就業時間よりは夜間を以て重なる就業時間の如き習慣を刷致し以來は殆んど普通の營業狀態となり毎夜徹宵するも彼我相怪しむものなきに至れり之を以て注文主も今や殆んど紋糊業は夜間に限れるものゝ如く思ひなせり然れども之に依て生ずる弊害の重なる點を擧ぐれば改正の必要は亦止むを得ざるものとす、第一國民衛生上忽にすべからざるものあり元來紋糊置は座職にして僅少の時間にて仕事の出來るところより注文者は其の日に染め上げたる生地を夕方になり一輝めとし糊置業者の許に持ち込みて翌朝迄に其の糊置を命じ之れを受けたる糊置業者は平生御得意の事とて徒弟職工を督して夜を更かして仕事を續けるも電燈の下に微細の仕事をなして腦神經を疲勞せしむること夥しく就業時間の如きも深更十二時乃至一二時に終るは稀にして多くは拂曉に至るを常とし得に入りて幻の理に僅々三四時間の假睡をなして只々賃銀の爲めに束縛され衛生を無視すること甚だしきものありて體格は年々不良の度を增しつゝあり其實例としては年々徴兵署に於て受くる徴兵檢査に列せる之等座業夜を徹する徒弟の合格するも殆んど皆無なるに微しても明かなり尙注文主が使用する店員は夜間外出するに尤も好き口實を得ることを以て花街に出入するもの或は遊蕩陪匠に通ふものと續出し遂には身を過つ等の恐れあれば今後は遠くも毎午後十時を限りとし終業するとし毎夜同業者全部を調査委員とし十名宛を五組に分ち各戸に就き巡視し矯正するとしせり然らざれば將來本業には徒弟となるものなく自然其業を廢絶せざるべからざる場合に至るべしと全會一致其趣旨を贊し七月一日より實行するとなれり

◆友仙部總會　去る廿四日絹帛友仙區總會を開き職工取締の方法に關する協議をなせり本業に於ける職工の風習は他部の如く師弟關係を有するもの少なきを以て種々の弊害ありて取締上大に困難せるものなるが爲めに其始め傳入れらるゝや必ず工賃の前借を申出るを常とし傳主にして之を容れざる時は他へ轉ずるを以て多忙の際は已むなく之を許すを例とせり然るに職工其ものは前借を受けたる二三日間は就業するも其期間を過ぐれば工賃前借の義務も果たさず行衛

© Kyozomekai

を両まし更らに乙丙を精々し何れも此相失を受くるを以て組合定款の條項に基き今後は相互間の聯絡を取り現在は勿論今後屋入る丶職工には悉く證票を受けしめ證票を所持せざるものは一切雇使せざると且つ前借金は許さゞるとし組合員は七月五日迄に其筋の手續をなすべく若し怠るものは雇主を處分すると同時に前借あるも其職工に對し中途他へ轉ずるも何等異議を申出づるの權利なきものとし取扱ふべき旨の決議をなし各實行の手續をなしたり

◆藍染部　は左の通り部規約を制定し認可申請をなせり

京都染物同業組合藍染部規約

第一章　總則

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ依リ之ヲ設置ス

第二條　當部ハ藍染營業者ヲ以テ組織シ藍染部ト稱ス

第三條　本部事務所ハ京都染物同業組合内ニ設置ス

但シ部合ニ依リ部長居宅ニ於テ事務ヲ處理スルコトヲ得

第四條　當部ニ用ユル印章ハ左ノ如シ（印章略）

第二章　目的及業務

第五條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

一斯業ノ改良發達ヲ企圖スルコト

一營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト

一職工及徒弟ヲ教育シ並ニ取締ヲ爲スコト

一染工賃最低價格標準ヲ制定シ之ヲ實行スルコト

第六條　注文主ニ對シテハ工賃ノ割引又ハ歩引ヲナサス識買ナル取引ヲナシ粗製濫造ノ弊害ヲ矯正スルコト

第七條　部員ノ不利益ヲ來スヘキ言行ナシ取引上ノ妨害ヲナシ又ハ不正行爲ヲ以テ部員ノ取引セル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受クヘカラス

第八條　部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ器械器具標號ハ其許諾ナクシテ使用スヘカラス

第九條　部員ニシテ注文主ヲ同フスル者ハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ

第十條　部員ハ注文主又ハ同業者間ニ紛議ヲ生シタルトキハ直ニ部長ヘ屆出テ之レカ解決ヲ求ムヘシ

第十一條　部員ハ其注文主ヲ染工賃最低價格標準ニ依リ工賃ヲ支拂ハス又ハ支拂ヲ延期スル

一部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ許諾ナクシテ使用シタルモノ

一部員カ登記及公示ヲ受ケ傳使中ノ職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

一停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

第三十七條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アルモノハ其情狀以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナク役員及委員ノ命ヲ受ケタル職員ノ調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ

一京都染物同業組合證票ヲ携帶セサル職工ト雇傭契約ヲ爲シタルモノ

一不正行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ其情知ノ上ヲ傳使シタルモノ

一屋傭期限中職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ五倍ヲ與ヘタルモノ

一職工徒弟ヲ同一山場ニ集合シテ教養セサルモノ

一就業中疾病ノ爲メ又ハ傷痍ヲ被リタル職工及徒弟ニ對シ理由ナク治療ヲナサシメサルモノ

第三十八條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一職工及徒弟ヲ傳使シ登記ヲ受ケサルモノ

一登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其手續ヲナサヽルモノ

第三十九條　前數條ニ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組合組長ニ申請ス

但シ前項違約者ノ氏名ニシテ處分決定書謄本ノ傳達ヲ受ケタル部員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

附則

第四十條　本部規約ニ記載ナキ條項ハ京都染物同業組合定款ノ條項ニ據ル之ヲ適用ス

◆評議員會　は去る六月廿五日午後三時より事務所に於て評議員會を開催したるが議案は一、各種部に屬する染賃及加工賃に一定標準を設けて之を組合の公認標準とし今後各部工賃の改正をなすものは之れに準ずるものとすること二、職工賃金の標準を制定すること三、職工の風紀改善方法等にして前記一に關しては來各部員が勝手に工賃を定めて之に乱れ勝ちなりしが今後は一切屋止し其費用を慈善事業なり或は公共事業に寄附する方得策なるべく死者の追善の上から見るも尤も當を得たる方法なり云々

第百六十三號 (一)

一部長ノ召喚ニ應スルコト

一部員ハ役員ノ命ヲ受クタル職員ノ臨檢及諮詢ニ對シテハ物件ノ提出又ハ答辯ヲ拒ムスルコトヲ得ス

第十八條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一部長　一名

一副部長　一名

第十九條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一本部地區内ニ現住シ三ヶ年以上其業ニ從事シタル營業者タルコト

一營業國稅ヲ負擔スルカ又ハ不動産所有者タルコト

一年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

第二十條　左ニ掲ケタルモノハ役員タルコトヲ得ス

一、禁治産者、準禁治産者、懲役、禁錮ノ刑ニ處セラレ服役後五ケ年ヲ經過セサル者同上刑ノ執行猶豫中ノ者又ハ罰金拘留科料ニ處セラレ服罪後一ケ年ヲ經過セサル者

二、破産ノ宣告又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケ復權後一ケ年ヲ經過セサル者

三、役員ノ解任處分ヲ受ケタル後四ケ年ヲ經過セサル者

四、組合ニ於ケル選擧被選擧權停止中ノ者

五、違約處分ノ決定ヲ受ク確定後二ケ年ヲ經過セサル者

六、經費ノ免除者組合又ハ部經費ノ滯納者及滯納處分ヲ受ク二ケ年ヲ經過セサル者

第二十一條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一部長ハ部ノ事務ヲ總理シ又部ヲ代表ス

一部長ハ部會及部員總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事故アルトキハ其代理ヲナス

一部長ハ部會ノ決議ヲ以テ顧問二名ヲ屈託スルコトヲ得

一顧問ハ部務其他部ノ利害ニ關シ部長又ハ部會ニ意見ヲ述フルモノトス

一役員ノ選擧法ハ組合定款ノ事項ヲ準用ス

第二十二條　役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

一役員ノ任期ハ滿二ケ年トス

一役員ノ辭職セントスルトキハ理由ヲ證明シタル書類ヲ部ニ提出スヘシ部長ハ部會ニ諮リ之レカ許否ヲ決ス

第二十三條　當部ハ其目的及業務實行ニ關シ必要アルトキハ部會ノ決議ヲ以テ規程及委員ヲ

但シ此場合組長ハ之レカ解約ヲ見ル迄同業者ニ通告シ其注文主ニ對スル取引ヲ停止スルコトアルヘシ

第十二條　部員ハ職工徒弟ニ關シテハ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一職工トハ同業者ニ傳使セラレ賃金ヲ得テ其業務ニ從事スル者ヲ云フ

一徒弟トハ一定ノ契約年限ヲ定メ業務ノ傳習ヲ受クル者ヲ云フ

一部員ハ他部員ノ職工徒弟ヲ其許諾ナクシテ使傳スヘカラス

一組合及部ヨリ屋入停止又ハ禁止ヲ受ケタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

一就業中疾病又ハ傷痍ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト

一職工又ハ徒弟ヲ傳使スルトキハ屋止タルトキハ三日以内ニ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出ツヘシ

一職工徒弟ニ對シテハ成ルヘク業務ノ餘暇ヲ以テ普通學ヲ教修セシムヘシ

一徒弟ニシテ修業シタルトキハ部長ヲ經テ修業證書附與ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ

第十三條　部長ハ部員ヲシテ職工徒弟ノ業務奬勵上左ノ項目ニ該當スヘキ者アルトキハ報告セシムヘシ

一斯業ノ改良發達ニ神益アルモノ

一技術優等ニシテ業務ニ精勵シ特務ノ功績アルモノ

一品行方正ニシテ契約期限ヲ勤續シ他ノ模範トナルヘキモノ

第十四條　部長ハ部員ヨリ前條ノ屆出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合組長ニ送達シ修業賞狀下附ノ手續ヲ爲スヘシ

第十五條　開業轉居移轉ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ屆出ツヘシ

第十六條　廢業者ニシテ屆出ヲ怠ルモノハ其手續ヲ了スルマテハ部ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第十七條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一部員ハ部ノ役員又ハ議員ニ選擧セラレ又選擧ヲ爲スコト

一部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一部ノ事務ニ干與スルコト

一部ノ業務又ハ會計及財産等ニ關シ部長ニ建議シ又ハ説明ヲ求ムルコト

一部ノ經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ

コトヲ得ス

第二十五條　本部ハ重要ナル事項ヲ審理スルタメ部會ヲ設置ス

一部會ハ部員十名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス

第二十六條　部會ノ權限ハ左ノ如シ

一部ノ利害ニ關スル事項

一違約處分ニ關スル事項

一部經費收支決ノ認定及收入豫算及賦課徴收法並ニ經費決算財産目錄ノ認定

一組合組長會長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項

第二十七條　部會代議員ハ部員三分ノ一以上又ハ部員之ヲ部總會ニ附議

第二十八條　會議ノ召集ハ其時日目的場所ヲ記シ少ナクトモ三日前通知スヘシ但シ緊急事件アルトキハ十時間迄ニ短縮スルコトヲ得

第二十九條　會議ノ議決ハ出席代議員過半數ノ決議ニ依リ同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十條　染工賃最低價格標準實行ニ關スル件及部規約ノ改正創設ハ部會ニ於テ之ヲ決ス

第三十一條　會議ハ議事錄ヲ調製シ其決議事項又ハ選擧ノ顚末並出席者ノ氏名ヲ記錄シ議員二名以上之レ署名ノ保存スヘシ

第三十二條　部會議員ノ資格及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第三十三條　部會ハ毎年一月、七月兩期ニ部總會ヲ開キ諸般ノ報告ヲナシ又ハ工況及統計ノ調査ヲナスヘシ

但シ緊急事件アリト認ムルトキハ臨時之レヲ開クコトヲ得

第三十四條　會議ニ缺席セントスルトキハ開會時刻前ニ缺席ノ部長ニ差出スコトヲ要ス但シ臨時總會ノ場合缺席セントスルトキハ部員ニ委任シテ決ス

第三十五條　[illegible]

第三十六條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス

一工賃最低價格標準ニ違背シタルモノ

一取引停止ノ公示ヲ受ケタル注文主ヨリ新タニ同種ノ注文ヲ受ケタルモノ

一取引停止ノ代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談調ヒタルトキ直ニ取消屆ヲナサヽルモノ

一注文主ニ對スル取引方法ヲ一定セサルモノ

第八條　本會ハ出品物ニ對シテ相當保護ヲ爲スト雖モ天災、人災、盜難等ノ事故ニ因ル毀損又ハ紛失等一切ノ損害ハ其責ニ任セス

出品

第九條　本會出品ノ概目左ノ如シ

第一部

第一類　飾窓

第二類　廣告用建設物

屋内（看板、模型、人形、機械、器物、樂器等ノ回轉、行進、演奏等）

屋外（廣告柱、廣告塔、廣告用休憩室、共同ベンチ、水車、風車其他ノ廣告用建設物）

第三類　夜間用廣告設備

（燈火點滅、イルミネーション、活動寫眞、幻燈等）（暗室ノ設備アリ）

第四類　進物其他一般廣告ヲ目的トスル意匠品

（四期、年末、年始、中元等ノ進物、酒類、ノベルチーノ類其他氣球、提燈、行燈、引籠、旗、水引、目錄携帶廣告板等ノ類）

第二部　（本部ニ屬スル左記出品ハ裝飾意匠、陳列方法及包裝體裁ニ付審査スルモノトス）

染織物、化學工業品、製作工業品、貯藏飲食品、機械等ノ類

第三部

參考品（右今内外ニ通シ廣ク廣告意匠ニ關ス）

第十條　左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ出品スルコトヲ得ス

一、發火及爆發性ノモノ

一、他ノ物品ニ損害ヲ與フル虞レアルモノ

一、衛生及風致ニ害アルモノ

一、汚穢顚倒ノモノ

一、本會ニ於テ出品ニ適セスト認メタルモノ

第十一條　本會ニ出品ヲナサントスルモノハ左ノ區分ニヨリ所要ノ出陳員數ヲ八月十五日マテニ第一號書式ノ申込書ニ（廣告用建設物ヲ爲シ又ハ動力ニ依リ運轉ヲ爲ントスルモノハ説明書及其略圖ニ）料金ヲ添ヘ申込ミ本會ノ承認ヲ受クヘシ

但參考出品ニ關シテハ本條ノ料金ヲ要セズ

修窓一間
開口七尺五寸無行七寸後項に基き今後は相互間開口六尺無行七尺五寸論今後屋入る丶職工には種列棚及幕一間
開口三尺以内無き窓の設置を所持せざるものは一間口六尺以内無き窓の設置を所持せざるものは一間口三尺以内無き窓の設置を所持せざるものは一間口三尺以内無き窓の設置を所持せざるものは一間口三

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十五號

組合定款第十六條ニ據リ左ノ如ク此旨公示ス

大正七年六月廿五日

京都染物同業組合組長
石田喜兵衛代理
副組長　木村勘兵衛

友仙染部員長谷川米造
三重縣宇治郡山田市一之木町
同　部員安田喜三郎徒弟　前川彌一
上京區七本松下長者町下ル
木村久次郎
岐阜縣羽島郡竹ケ鼻町
所谷卯吉
友仙染部員長谷川米造徒弟
富山縣射水郡守山村大字松尾村
助太郎
同　府下丹波國天田郡蒲原村字大身
横田利一
下京區新町通仏光寺下ル
竹村誠次
同　大阪市北區之野西町
増田喜市
同　兵庫縣明石郡大字吉田村
谷口留次郎
同　兵庫縣明石郡萬藏寺下ル
山口菊太郎

同　府下丹波國天田郡蒲原村大字大身
横田正次
同　富山縣射水郡佐野村字木津
大杉仙吉
紋上書部員川勝藤次郎徒弟
滋賀縣神崎郡八日市町字金屋
川島宗吉
形彫部員本田四郎徒弟
滋賀縣坂田郡伊吹村大字大久保
大門謙吉
友仙染部員杉山藤市徒弟
三重縣足辨郡十庄村大字下平
川瀬國次郎
同　上　三重縣足辨郡十庄村大字市場
長野源一
友仙染部員北村重泰徒弟
福井縣足羽郡麻生津字下江尻
伊澤三郎
紫鍋色染部員西島善之助徒弟
大阪市北區天神橋筋東一丁目
倉骨俊
糸染部員大塚建一郎徒弟
福井市田原下町
野路豊志

◆公示第十六號

組合定款第十六條ニ據リ屋備契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正七年六月廿五日

京都染物同業組合組長
石田喜兵衛代理
副組長　木村勘兵衛

紋上書部員長藤精市郎徒弟
府下愛宕郡大宮村字東紫野大門新門前町
金弦耕

浸落調整部員東原新之助徒弟
上京區姉小路猪熊西入
長谷川米造
御召再整部員山口久三郎徒弟
岐阜縣本巣郡外山村字金原
小野庄六
同　上　滋賀縣神崎郡八日市町字金屋
徳田新太郎

雑報

◆各部業報　糸綛色染部は六月一日總會を開き部規約改正の決議をなせり終りて高力染織學校長を聘し染織上に關する講話を催したり

◆模様染部徒弟實生會は十五日例會を開き出品に對し審査を行ひ一等賞に鵜川和市徒弟杉村長之助、二等賞石田四郎造徒弟酒井常三郎、三等賞同人三等賞吉川松太郎徒弟三谷泰一郎、乙二等平塚栄次郎徒弟大西伊三郎、三等岡野庫次郎徒弟生駒謀一▲灰汁附部は去る十日總會工賃標準の改正をなす左の如し

一鎧縫壹疋ニ付　貳拾錢
一紋鎧縫同　壹疋　貳拾八錢
一小巾鎧縫壹反　拾五錢
一帶揚同　拾參錢
一腰帶同　拾錢
一錦紗同　貳拾錢
一紋羽二重、紋縮子壹疋　四拾八錢
一紋羽二重八丈物同　參拾錢
一八巾瓊瀬壹本　貳拾五錢
一大巾緞子同　壹圓八拾錢
一尺三巾紋羽壹疋　壹圓貳拾錢
一平絹八七丈、丈絹同　貳拾錢
一曾代糸耳同　貳拾錢
一本絹同　拾四錢
一節鬼同　拾六錢
二四、尺八、十二丈物　拾參錢
一紋綾、三丈物壹反　四拾錢
一紋綾四丈八尺物　壹疋　拾八錢
一紋綾大巾六丈八尺物　壹疋　參拾錢
一大巾濱縮緬同　壹疋　圓錢
一中巾濱縮緬同　壹疋　拾錢
外友仙灰汁附縮緬及羽二重　一疋　七拾五錢
同小巾參錢

◆紋糊置部は去る十日總會を開き七月一日より夜業廃止することの決議をなしたり其理由

雛窓一間
開口七尺五寸奥行七尺五寸以内　甲貳拾五圓　乙貳拾四圓
開口六尺奥行七尺五寸以内　甲八　乙六　圓圓
陳列棚及臺一間　甲八　乙六　圓圓
開口六尺以内奥行三尺以内
同　上　半間　甲五　乙參　圓圓
開口三尺以内奥行三尺以内　甲五　乙參　圓圓
陳列土間一坪以内　甲八　乙六　圓圓
（組合事務用ノ料金ハ凡テ二倍トス）
館外出陳地面一坪以内　甲六　乙四　圓圓
看板類（館内）一區（外共）長サ六尺巾三尺以内乙參　甲五　乙參　圓圓

第十二條　出品ノ運搬、陳列、裝置、空箱類ノ保存、出品ノ陳列、看護及即賣等ニ要スル費用及勞務ハ出品人ノ負擔トス

電氣、瓦斯及水力ノ引込並ニ之カ運轉ニ要スル費用ノ負擔亦本條ニ同シ

第十三條　申込間數ニシテ本會ノ豫定ニ超過シタルトキハ之ヲ減少スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ其部分ニ對スル料金ヲ還附ス

第十四條　出品人自己ノ便宜ニ依リ申込間數ノ全部若クハ幾分ヲ取消シ又ハ使用セサルモ既納ノ料金ハ還附セス

第十五條　出品人申込間數ノ承認ヲ受ケタルトキハ直チニ本會第二號書式ノ出品目錄二通ニ解說書ヲ添ヘ差出スヘシ

第十六條　出品ノ陳列ハ九月十八日迄ニ整頓スヘシ

第十七條　廣告商品ノ出品ハ隨時追加スルコトヲ得此場合ニ於テハ追加出品目錄ヲ差出スヘシ

第十八條　廣告商品ノ出品ニハ必ス出品目錄ニ記載シタル番號、品名、賣價（非賣品ナレハ朱記）ヲ出品人氏名ノ票箋ヲ附スヘシ

前項ノ用紙ハ本會之ヲ交附ス

第十九條　出品ヲ賣約シタルトキハ賣約證ヲ買主ニ交附シ出品ニハ賣約札ヲ貼附スルモノトス

第二十條　出品ノ代價ヲ變更シ及割引ヲ爲スコトヲ得ス

但特別ノ事情アルトキハ本會ノ承認ヲ經ヘシ

第二十一條　本會ニ於テ配當シタル陳列ノ場所ニ對シテハ出品人ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第二十二條　出品人ハ陳列場所ヲ他人ニ讓渡又ハ貸與スルコトヲ得ス

第二十三條　陳列ノ棚使用中破損セシトキハ直ニ修理ヲ施シ原形ニ復スヘシ

第二十四條　出品人ハ會期中毀リニ陳列場ヲ閉鎖シ又ハ出品ヲ撤去シ及會場ノ秩序ヲ亂スコトヲ得ス

第二十五條　出品人物品ヲ撤出セントスルトキハ本會ニ屆出テ撤出證ヲ受クルモノトス

第二十六條　出品ハ閉會後五日以内ニ場外ニ撤出スヘシ

第二十七條　參考出品ヲ爲サントスルモノハ八月二十日マテニ第二號書式ノ出品目錄ヲ差出シ本會ノ承認ヲ受クヘシ

審査及褒賞

第二十八條　出品ハ第三部出品ヲ除クノ外總テ廣告意匠ニ就テ審査ヲ行フ

但シ審査若手以前ニ審査辭退ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニアラス

第二十九條　審査期日前ニ出品目錄ヲ差出サヽルモノハ審査ヲ行ハス

第三十條　審査ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條　褒賞ハ左ノ等級ニ依リ之ヲ授與ス

第三十二條　褒賞

大　賞
金　賞
銀　賞
銅　賞
褒　狀

第三十三條　同一出品人ニシテ二個以上授賞ス（キモノアルトキハ賞狀ハ各個ニ（同等ナレハ合記ス）賞牌ハ最優等ノモノ一個ヲ授與ス

第三十四條　出品人ハ審査上ニ就キ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第三十五條　解說書ハ左ニ掲クル事項ヲ詳記シ出品目錄ト共ニ差出スヘシ

一、創業年月
二、大正六年中ニ於ケル製出價額
三、大正六年中ニ於ケル廣告費用

四、廣告意匠説明ヲ主眼及之ニ要セシ金額

第三十六條　褒賞授與式ハ十月二十日ヲ以テ擧行ス

雜　則

第三十七條　委托出品及小量出品ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八條　出品看護並ニ製造作業及機械運轉等ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規定ヲ遵守スヘシ

第三十九條　開場ノ時間ハ午前八時ヨリ午後五時マテトス

但シ時宜ニヨリ之ヲ伸縮シ又ハ入場ヲ停止スルコトアルヘシ

第四十一條　來觀人ノ入場料ハ左ノ如シ

種別	金額
普通觀覽券	一人　拾錢
割引觀覽券	五人以上十二人未滿　一人ニ付五錢 三十人以上百人以上　同　五錢 三十人以上小學兒童團體　同　參錢

第四十二條　來觀人心得ハ別ニ之ヲ定ム

第一號書式
中込書
一出陳間數
飾窓
（甲何間乙何間）

陳列棚及臺甲何間乙何間）時宜甲何間乙何間）
陳列土間（甲何坪乙何坪）暗室（甲何坪乙何坪）
館外出陳地面（甲何坪乙何坪）
看板類（館内外共甲何區乙何區）
此使用料金何程
一出品種類第　部何々
右ハ貴會諸規則ヲ承認シ出品致度候ニ付使用料相添此段申込候也
住所
大正　年　月　日
何　某印
廣告意匠博覽會御中

第二號書式
出品目錄

第　部	住所	氏名	出品人
第　類	職業		

出品番號	品名	數量	寄贈者	賣價	備考

注意
一、各部類毎ニ別紙ニ一緒スヘシ
一、出品番號ハ各部類毎ニ附スヘシ
一、容積ハ長サ何尺巾何尺厚サ何尺ト記入シ面積ハ長サ何尺巾何尺ト記スヘシ
一、數量ハ出品ニ對シ賣價ノ稱ヲ用ユヘシ
一、非賣品ハ備考欄ニ朱書スヘシ

井筒印洗曹達
他ノ不純物ハ他品ヨリ目方多シ
井筒印洗曹達ハ夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印洗曹達ハ以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印洗曹達ハ市内到所ノ染料店藥店及荒物店ニアリ若無之節ハ製造場ハ御注文被下候
井筒印洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

發行兼編輯人　京都市左京區田中下柳町下ル　黒谷復次郎

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十七號

組合定款第十六條ニ基ク賦課契約ヲ爲シタルモノ左ノ如シ此旨公示ス

大正七年七月二十五日

京都染物同業組合

副組長　木村勘兵衛

糸絹色染部員山本三郎徒弟　上京区千本通上立賣上ル　依田千太郎

御召再整部員小西米次郎徒弟　滋賀縣甲賀郡甲南村　池田とみえ

同　下京区七條町御前通下ル　廣瀬勝利

同　下ノ大内堂寺森ヒナエ

同　滋賀縣甲賀郡甲南村　吉村さも子

同　友仙染部員[illegible]　所和田市右衛門

同　下京区本町八丁目　宮城新之助

同　[illegible]郡大安寺村　田髙雅

同　[illegible]九條御靈町　酒井音吉

同　兵庫縣出石郡高橋村　山田庄太郎

同　下京区新シ町三條下ル　辻川吉三郎

同　西洞院松原上ル　若井條造

同　室町八條上ル　前村治郎七

同　岐阜縣揖斐郡清水村字長良　小一郎

同　堺市甲斐町西二丁目　鍋崎静雄

同　下京区河原町四條上ル　酒井竹次郎

同　埼玉縣北葛飾郡豊村　安要蔵

同　下京区東九條御靈町　眞鍋一吉

同　紀伊郡横大路村　和久田光次郎

同　下京区大宮七條上ル　竹林三周

同　滋賀縣甲賀郡三雲村　西岡仙之助

同　高島郡川上村　古谷鑑吉

同　友仙染部員東幸次郎職工　鳥取縣東伯郡向後　青木直好

同　上京区下立賣通土屋町東入　村木駒吉

同　府下相樂郡加茂村　林田格次

同　奈良縣宇多郡灰原町　神出由松

友仙染部員竹中平次郎職工　福井縣三方郡八村　百田新蔵

同　下京区猪熊五條下ル一丁目　竹中安太郎

友仙部員脇山博三職工　三條通大宮西入　奥田末吉

同　姉小路大宮西入　西岡清五郎

同　岡崎町東丸太町　松尾捨吉

同　東洞院魚棚下ル　長谷安太郎

同　下京壬生　寺島五兵衛

友仙部員松村鶴松職工　福井縣丹生郡立待村　桑原與太郎

同　下京区壬生　櫻藤三郎

友仙染部員野村覺次郎職工　新町通松原上ル　山本源三郎

同　下京区東九條　森爲吉

同　岐阜縣揖斐郡長瀬村　松井末次郎

友仙染部員寺村己之助職工　六角大宮東入　今井祐次郎

友仙染部員伊藤清三郎職工　錦藥師大宮西入　横内宗七

同　徳島縣美馬郡三島村　富永岩次郎

同　府下相樂郡加茂村　林田格次

友仙染部員小林榮次郎職工　三重縣阿山郡中田村　北川有吉

同　部員藤岡忠次郎職工　滋賀縣高島郡陸能村　谷口末吉

同　岐阜縣揖斐郡清水村字長良　小一郎

同　部員木内晴三郎職工　名古屋市西比輪町　小野正一

同　堺市甲斐町西二丁目　鍋崎静雄

部員岡島重助職工　佛光寺大宮西入二丁目　下庄助

同　下京区河原町四條上ル　酒井竹次郎

同　埼玉縣北葛飾郡豊村　安要蔵

同　部員伊藤こう職工　三重縣稲平郡十社村　佐野榮市

同　下京区東九條御靈町　眞鍋一吉

同　部員福井繁太郎職工　紀伊郡横大路村　清水喜蔵

同　花屋町櫛笥西入　辻梅吉

同　新シ町紀小路上ル　木村余座千太郎

同　下京区大宮七條上ル　竹林三周

同　滋賀縣甲賀郡三雲村　西岡仙之助

同　部員白村勝次郎職工　下京区壬生相合　多田吉之助

同　下京区壬生　余座平次郎

同　部員岡所伊太郎職工　福井縣丹生郡三方村　鈴御比孝作

同　部員森田菊之助職工　受知縣西寺井郡西春村　渡邊友三郎

飾窓一間　間口七尺五寸奥行七尺五寸以内　甲貳拾五圓　乙貳拾圓

間口六尺奥行七尺五寸以内　甲八　乙六　四四

陳列棚及臺一間　間口三尺以内　甲五　乙參　四四

同　上　半以内奥行三尺以内　甲六　乙四　四四

間口三尺ノ半以内　甲八　乙六　四四

（賠償使用ノ料金ハ凡テ二倍トス）

館外出張地面一坪以内　甲六　乙四　四四

看板類（館内）一區　甲五　四四

（館外）長サ六尺巾三尺以内　乙參　四四

第十二條　出品ノ運搬、陳列、裝置、空箱類ノ保存、出品ノ陳列、看護及即賣等ニ要スル費用及勞務ハ出品人ノ負擔トス

電氣、瓦斯及水力ノ引込並ニ之カ運轉ニ要スル費用ノ負擔亦本條ニ同シ

第十三條　申込間數ニシテ本會ノ豫定ニ超過シタルトキハ之ヲ減少スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ其部分ニ對スル料金ヲ還附ス

第十四條　出品人自己ノ便宜ニ依リ申込間數ノ全部若クハ幾分ヲ取消シ又ハ使用セサルモ既納ノ料金ハ還附セス

第十五條　出品人申込間數ノ承認ヲ受ケタルトキハ直チニ本會第二號書式ノ出品目錄二通ニ解説書ヲ添ヘ差出スヘシ

第十六條　出品ノ陳列ハ九月十八日迄ニ整頓スヘシ

第十七條　廣告商品ノ出品ハ隨時追加スルコトヲ得此場合ニ於テハ追加出品目錄ヲ差出スヘシ

第十八條　廣告商品ノ出品ニハ必ス出品目錄ニ記載シタル番號、品名、賣價（非賣品ナレハ朱記）ノ出品人氏名ノ票簽ヲ附スヘシ

前項ノ用紙ハ本會之ヲ交附ス

第十九條　出品ヲ賣約シタルトキハ賣約證ヲ買主ニ交附シ出品ニハ賣約札ヲ貼附スルモノトス

第二十條　出品ノ代價ヲ變更シ及割引ヲ爲スコトヲ得ス

但特別ノ事情アルトキハ本會ノ承認ヲ經ヘシ

第二十一條　本會ニ於テ配當シタル陳列ノ場所ニ對シテハ出品人ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第二十二條　出品人ハ陳列場所ヲ他人ニ譲渡又ハ貸與スルコトヲ得ス

第二十三條　陳列戸棚使用中破損セシトキハ直ニ修理ヲ施シ原形ニ復スヘシ

第二十四條　出品人ハ會期中猥リニ陳列場ヲ閉鎖シ又ハ出品ヲ撤去シ及會場ノ秩序ヲ亂スコトヲ得ス

第二十五條　出品人物品ヲ搬出セントスルトキハ本會ニ屆出テ搬出證ヲ受クルモノトス

第二十六條　出品ハ閉會後五日以内ニ場外ニ搬出スヘシ

第二十七條　參考出品ヲ爲ントスルモノハ八月二十日マテニ第二號書式ノ出品目錄ヲ差出シ本會ノ承認ヲ受クヘシ

第二十八條　審査及褒賞

第二十九條　出品ハ第三部出品ヲ除クノ外總テ廣告意匠ニ就テ審査ヲ行フ

但シ審査者手以前ニ審査辭退ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニアラス

第三十條　審査期日前ニ出品目錄ヲ差出サヽルモノハ審査ヲ行ハス

第三十一條　審査ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十二條　褒賞ハ左ノ等級ニ依リ之ヲ授與ス

大賞

金賞

銀賞

銅賞

褒狀

第三十三條　同一出品人ニシテ二個以上授賞ス（キモノアルトキハ賞狀ハ各個ニ（同等ナレハ合記ス）賞牌ハ最優等ノモノ一個ヲ授與ス

第三十四條　出品人ハ審査上ニ就キ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第三十五條　解説書ハ左ニ掲クル事項ヲ詳記シ出品目錄ト共ニ差出スヘシ

一、創業年月

二、大正六年中ニ於ケル製出價額

三、大正六年中ニ於ケル廣告費用

四、廣告意匠ニ應用ヲ主眼及之ニ要セシ金額

五、[illegible]

六、[illegible]

七、[illegible]

第三十六條　褒賞授與式ハ十月二十日ヲ以テ挙行ス

第三十七條　褒賞授與式ハ十月二十日ヲ以テ挙行ス

賞則

第三十八條　委托出品及小量出品ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九條　出品看護並ニ製造作業及機械運轉等ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規定ヲ遵守スヘシ

第四十條　開場ノ時間ハ午前八時ヨリ午後五時マテトス

但シ時宜ニヨリ之ヲ伸縮シ又ハ入場ヲ停止スルコトアルヘシ

第四十一條　來觀人ノ入場料ハ左ノ如シ

種別	金額
普通	一人　拾錢
觀覽券	五歳以上十二歳未滿　一人ニ付五錢
割引	三十人以上同　同五錢
觀覽券	三十人以上小學生團體　同參錢

第四十二條　來觀人心得ハ別ニ之ヲ定ム

第一號書式

中込書

一出陳間數

飾窓

（甲何間乙何間）

陳列棚及臺甲何間乙何間暗室甲何間乙何間

陳列土間（甲何坪乙何坪）暗室（甲何坪乙何坪）

館外出張地面（甲何坪乙何坪）

看板類（館内外）（甲何間乙何間）

此使用料金何程

一出品種類第　部第　何々

右ハ貴會諸規則ヲ承認シ出品致度候ニ付使用料相添此段申込候也

住所

大正　年　月　日

廣告意匠博覽會御中

何　某印

第二號書式

出品目錄

第部住所		
第類業	出品人氏名	
出品番號	品名	數量	賣價	備考

注意

一、各部類毎ニ別紙ニ記載スヘシ

一、出品番號ハ各部類毎ニ附スヘシ

一、容積ハ長サ何尺巾何尺厚サ何尺ト記入シ面積ハ長サ何尺巾何尺ト記スヘシ

一、數量ハ出品ニ[illegible]ノ價用ノ爲チ用ユヘシ

一、井賣品ニ備考欄ニ朱書スヘシ

井筒印洗曹達

井筒印洗曹達ハ他ノ不純物ヨリ目方多シ

井筒印洗曹達ハ他品ヨリ夏季ニアモ解ケル事ナシ

井筒印洗曹達ハ以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ二三割ノ利益アリ

井筒印洗曹達ハ他品ヨリ使用市内到所ノ染料店藥店及荒物店ニアリ若無之節ハ製造場ヘ御注文被下候

井筒印洗曹達ノ製造場ハ三條通千本西入上ル小倉町

井筒洗曹達製造所

発行兼編輯人　寓谷貞次郎

© Kyozomekai

同　部員東主工職工
三條神泉苑西入　北村久太郎
同　部員谷口彌二郎職工
大佛南門東入　田庄次郎
同　部員岡所伊太郎職工
岐阜縣養老郡養老村　小林留吉
同　部員佐々木健次郎同
猪熊道下立賣上ル　藤政一
同　部員松浦次郎右衛門
丸太町烏丸西入　友國之助
同　部員岡馬次郎同
滋賀縣守山町　田中久七

雜報

◆友仙部組織染區域　去十九日午後一時より總會を開催し職工人總代に關し左の決議をなし踏行する事及區規約改正の公布せり即ち左の如し
（一）傳使する職工には鐵札を所持せしむる事
（二）職工鐵札に屋入解雇に關する事は鐵札を所持せしむる事
（三）職工を解雇するとき屋主にして鐵札を保管せるときは速やかに返還すべし
（四）普通賞金は絶對に禁止す
（五）金與上に依る給與は其關係者に於て解決すべし
（六）第四項に違背するものは違約金五拾圓を科す
（七）右事務取扱に關する事務は一名を採用する事

京都物同業組合友仙區規約

第一章　總則

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ依リテ之ヲ設置シ京都染物同業組合友仙部組織ス

第二條　當部ハ組織友仙染絹織及紗染營業者ヲ以テ組織ス

第三條　本部事務所ハ京都染物同業組合内ニ設置ス

第四條　當部部長役員ノ印章ハ左ノ如シ
（印章略）

第二章　目的及業務

第五條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス
一　斯業ノ改良發達ヲ圖リ利益ヲ增進スルコト
二　營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト
三　工賃廉低價格標準ヲ遵守シ粗製濫造ヲ防遏スルコト
四　技術研究ノ方法ヲ設ケ斯業ノ發達ニ力ムルコト
五　職工及徒弟ヲ教養シ並ニ之レカ取締ヲ爲スコト
第六條　注文主ニ對シテハ工賃ノ割引又ハ歩引ヲナサス誠實ナル取引ヲナスヘシ
第七條　區員ノ不利益ヲ來タスヘキ言行ヲナシ營業ヲ妨害シ或ハ不正行爲ヲ以テ同業者ノ注文主ヨリ新ラニ注文ヲ受クヘカラス
第八條　區員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ機械器具或ハ商標ハ其許諾ナクシテ使用スヘカラス
第九條　區員ニシテ注文主ヲ同フスル相出入者ハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ
第十條　區員ハ注文主或ハ區員間ニ紛議ヲ生シタル時ハ直ニ幹事ニ屆出テ之レカ解決ヲ求ムヘシ
第十一條　區員ハ其注文主カ工賃價格標準ニ依ル工賃ヲ支拂ハス又ハ支拂ヲ延滯スルカ不當ノ値引ヲ爲シタルトキハ幹事ヲ經テ組合組長ニ處分ノ申請ヲナスヘシ但シ此場合組長ハ之レカ解決ヲ見ル迄一時同業者ニ通告シ其注文主ニ對シ取引ヲ停止スルコトアルヘシ
第十二條　區員ハ職工徒弟ニ圖シ左ノ條項ヲ遵守スヘシ
一　職工トハ區員ニ傳使セラレ賃金ヲ得テ其業務ニ從事スル者ヲ云フ
一　徒弟トハ一定ノ契約年限ヲ定メ業務ノ傳習ヲ受クル者ヲ云フ
一　區員ハ同業者ノ登記ヲ受ケタル職工徒弟ヲ許諾ナクシテ使傳スヘカラス
一　組合及部又ハ區ヨリ屋入停止禁止ヲ受ケタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス
一　營業中疾病又ハ傷痍ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト
一　職工徒弟ヲ傳使スルトキ又ハ解傳シタルトキハ三日以内ニ幹事ヲ經テ組合組長ニ屆出ツヘシ
一　職工徒弟ニ對シテハ成ルヘク業務ノ餘暇普通學ヲ教修セシムヘシ
一　徒弟ニシテ營業シタルトキハ幹事ヲ經テ修業證書附與ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ
第十三條　區員ハ左ノ項目ノ一ニ該當スルモノアルトキハ幹事ヲ經テ組合組長ニ善行褒賞ノ下附ヲ申請スヘシ
一　斯業ノ改良發達ニ裨益ヲ與ヘタルモノ
一　品行方正ニシテ業務ニ精勵シ特殊ノ功績アルモノ
一　契約期限ヲ誠實ニ勤續シ技術優等ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ幹事ハ前項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合組長ニ急速スヘシ
第十四條　當區ハ其目的及業務實行ニ圖シ必要アルトキハ區會ノ決議ヲ以テ規程及委員ヲ設クルコトヲ得ル
第三章　加入脱退
第十五條　開廢業轉居其他營業上異動ヲ生シタルトキハ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出ツヘシ
第十六條　廢業者ニシテ屆出ノ手續ヲ怠ルトキハ其手續ヲ了スルマテハ部及區ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス
第四章　權利義務
第十七條　區員ハ區ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス
一　區員ハ區ノ役員又ハ代議員委員ニ選擧セラレ又ハ選擧ナキコト
一　區員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト
一　區ノ事務ニ干與スルコト

同　中島部羽津村　河松兼一
同　部員佐々木健太郎職工
下長者町御前通東入下ル　戸田芳之助
入條通堀川下ル　島田喜市
西木屋町松原上ル　小林儀一
下京區壬生ノ辻　山本己之助
同　部員岡島榮之助職工
新シ町四條上ル　吉村清次郎
同　部員中島其太郎職工
堀井縣南怪郡吉川村　白崎藤三郎
滋賀縣甲賀郡水口町　吉田留吉
岐阜縣不破郡玉村　吉田善太郎
下京區壬生　橋本彌作
兵庫縣城崎郡中筋　中島庄七
同　部員東主次郎職工
鳥取縣東伯郡長瀬村字田尻　橋知春
滋賀縣愛知郡高野村　門坂友平
同　部員吉浪銭吉職工
下京壬生ノ辻　安川太一郎
一貫町花屋町下ル　佐々木厚吉
同　部員安田儀名會社職工
山口縣玖珂郡玖珂村　野村要吉
同　部員八木伊三郎職工
姉小路御池ノ町　島野菊松
同　部員友髙鶴吉職工
岩上姉小路上ル　倉富源次郎
兵庫縣出石郡上吉村　岡崎栄次郎
同　部員東主工職工
三條神泉苑西入　北村久太郎
同　部員谷口彌二郎職工
大佛南門東入　田庄次郎
同　部員岡所伊太郎職工
岐阜縣養老郡養老村　小林留吉
同　部員佐々木健次郎同
猪熊道下立賣上ル　藤政一
同　部員松浦次郎右衛門
丸太町烏丸西入　友國之助
同　部員岡馬次郎同
滋賀縣守山町　田中久七
同　部員吉井章一職工
鳥取縣東伯郡長瀬村　谷口梅吉
同　部員佐々木健太郎職工
下長者町御前通東入下ル　戸田芳之助
入條通堀川下ル　島田喜市
西木屋町松原上ル　小林儀一
下京區壬生ノ辻　山本己之助
同　部員岡島榮之助職工
新シ町四條上ル　吉村清次郎
同　部員中島其太郎職工
堀井縣南怪郡吉川村　白崎藤三郎
滋賀縣甲賀郡水口町　吉田留吉
岐阜縣不破郡玉村　吉田善太郎
下京區壬生　橋本彌作
兵庫縣城崎郡中筋　中島庄七
同　部員東主次郎職工
鳥取縣東伯郡長瀬村字田尻　橋知春
滋賀縣愛知郡高野村　門坂友平
同　部員吉浪銭吉職工
下京壬生ノ辻　安川太一郎
一貫町花屋町下ル　佐々木厚吉
同　部員安田儀名會社職工
山口縣玖珂郡玖珂村　野村要吉
同　部員八木伊三郎職工
姉小路御池ノ町　島野菊松
同　部員友髙鶴吉職工
岩上姉小路上ル　倉富源次郎
兵庫縣出石郡上吉村　岡崎栄次郎
同　部員東京市本郷區湯島梅森町　谷口梅吉
同　部員吉井章一職工
鳥取縣東伯郡長瀬村　朝倉政義
白川橋三條下ル梅ノ宮町　北村末吉
御前通下立賣下ル　木村常助
四條東山極西入　高木松之助
上京區相國寺北門前仲ノ町　穐田源之助
同　部員西浦末吉職工
猪熊三條上ル　佐々木喜一郎
新町夷川上ル　喜藤寅吉
三條白川橋東六丁目　長谷川留吉
紀伊郡深草村字稲荷仲ノ町　鎌田清次郎
同　部員丸尾政吉職工
大阪市南區木津大黒町　水谷喜三郎
岐阜縣揖斐郡長瀬村　松井幹
下京區壬生　加藤慶次郎
同　部員岩井栄次郎職工
大宮三條上ル　吉田久次郎
滋賀縣栗田郡上標上村　奥野重次郎
同　部員平岡幸之助職工
室町魚棚上ル　廣瀬藤藏
同　部員谷口彌三郎職工
出町桝形　松田辰之助
同　部員西浦末吉職工
滋賀縣野洲郡大津村　田中利三郎
同　部員杉原善吉職工
岐阜縣大垣町　杉原賢三
同　部員日比野治郎三郎職工
滋賀縣甲賀郡櫻井村字宮町　吉田福辰之助
福井縣今立郡服部村字領家　田中佐吉
同　縣同郡味真野村　石川春吉
岩上高辻上ル　山本源次郎
川端孫橋上ル　松見貞次郎
岐阜縣養老郡日吉村　森川勘市
同　揖斐郡橋爪村　杉山喜之助
荒木長之助
同　部員加藤合名會社職工
北海道河西郡芳室村　川戸友吉
猪熊高辻下ル　藤久三郎
富山縣東礪波郡福野町　藤久三郎
同　富山縣東礪波郡福野町　宮六之丞
同　長田外藏
兵庫縣揖保郡太田村　長田敬治
富山縣射水郡龍町　西田兵吉
兵庫縣明石郡櫨谷村　横山重太郎
滋賀縣甲賀郡貴生村　鳥元平右衛門
錦藥師千本西入　藤仲三郎
近藤藤次郎
一條御前通東入　谷川進一
同　部員桧村鶴松職工
福井縣大飯郡高浜町　石坂藤吉
美濃國不破郡關ヶ原町　三宅甚一
福井縣大飯郡高浜町　富田彌吉
岐阜縣山縣郡高富町　杉山喜三
滋賀縣愛知郡稻枝村　富田長治郎
新町御池上ル　本庄松太郎
同　部員長谷川政吉職工
錦町七條上ル　長谷川亀吉
千本通堀山寺上ル　大野久次郎
熊本市休橋通　上村政次郎
熊本縣鳥越村　本庄村捨吉
同　部員丸尾常吉職工
三條通千本東入丁　川上七太郎
同　部員加藤合名會社職工
福井縣武生村　木竹次
同　部員中川末吉職工
坊城通下ル　山口與三郎
同　部員川瀬利三郎職工
下京壬生　水富之助
同　部員北村泰職工
福井縣今立郡中河村　笠島貞吉
同　部員佐々木健三郎職工
一貫町松原下ル　正太郎
坊城通光明下ル西入　増田清次郎
同　部員中川末吉職工
五條通千本東入　平次郎
一貫町松原上ル　河内新太郎
錦藥師町五條下ル　富田一
同　部員長谷川孝四郎職工
石川縣石川郡上金石町　喜之松
同　部員佐々木健三郎同
春光町大宮西入　本金次郎
同　部員兒島宇一同
葛野郡太秦村壬生　山崎太三郎
同　部員竹中宇次郎同
姉小路東洞院西入下ル　藤田小三郎
河原町花屋町下ル　川瀬政次郎
同　部員金澤儀三郎同
東京市本所區横綱十一番地　浅川政次郎
同　部員西浦義之助同
大阪府三島郡島本村　清太郎

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十八號

左記ノモノ職工徒弟名簿（登記セリ）此ノ旨公示ス

大正七年八月廿五日

京都染物同業組合
副組長　木村勘兵衛

友仙部員　瀬川良之助　弟
教智部町　谷井竹王
同　石川勉治郎　川北村
北本興一
小紋部員　山本清太郎　弟
滋賀郡大津町西琴町
長谷川松三郎
總布再整部員　信濃千太　西入
三條通千本西入
同　今井新七
同　樹形清太郎　仝
鳥取縣岩見郡川下村
同　才木嘉六
愛知郡村新太郎　仝
石川縣河北郡寶立村
同　内政作
兵庫縣神崎郡川邊村
同　佐々木政太郎　仝
同　西山清太郎
同　馬場東助　清角
同　藤川コマ
同　藤井彦吉　御手洗町
同　野澤定次郎
中西清兵衛　仝
兵庫縣佐甲郡中安村
山本髮次

同　富山縣東頸波郡上平庄村
竹中幸太郎
同　滋賀縣野洲郡守山町
多田由太郎
同　富山縣氷見郡上庄村
四枚田力藏
總布再整部員　中西清兵衛徒弟
岡山縣英田郡大吉村字栗野
春名正嘉
同　下京坊城通松原上ル
髙田政次郎
同　岐阜縣武儀郡板取村
長屋德松
同　下魚棚岩上西入
戸田はる
同　中村永吉徒弟
富山縣東頸波郡井口村字井口
古野要藏
同　中西清兵衛　仝
福井縣今立郡鯖江町
三田村梅吉
同　奈良縣北葛城郡高田町
橋本善次
同　下京區醒ヶ井五條上ル
加藤せい
同　石川縣鹿島郡德田村
山本金作
同　信樂菊藏　仝
滋賀縣伊香郡鹽津村
竹内髮藏
所　とも　仝
朝鮮全羅道濟州島新左面朝天黑門
李潤九

同　田島石藏　仝
鳥取縣岩見郡谷村
田島富吉
同　光林利吉　仝
岡山縣吉備郡新本村字宮木
兼田岩藏
同　石川縣河北郡高松村
金子友孝
同　富山縣西頸波郡太美山村字吉見
渡邊寅勝
同　石川縣河北郡字氣村字森
高田德松
同　佐々木政次郎　仝
滋賀縣愛知郡西小椋村字上岸本
河邑岩松
同　今熊野町醍醐三丁目
谷口英雄
福岡清次郎　仝
同　石川縣羽咋郡河合谷村
安多作太郎
同　福岡縣丹生郡吉津村
中村永吉　仝
同　富山縣東頸波郡北野村
中西外吉
同　同　城端町
安谷金藏
同　同　梅原井口村
せつ
同　中西清兵衛徒弟
滋賀縣滋賀郡下阪本村
古川才太郎
同　福井縣丹生郡吉津村
安原拘
同　福岡清次郎　仝
富山縣射水郡伏木古國府町
郷田多一
同　德田新次郎　仝
同　中新川郡北加積村字横道
小林伊次
同　石川縣鳳至郡幸志見村西ノ院
東善藏
同　富山縣婦負郡古澤村
荒木幸次郎
松宮吉次郎　仝
福井縣足羽郡壯村
笈田嘆雄

同　石川縣鳳至郡前志見
川端松五郎
友仙部員　唐橋俊藏　仝
石川縣能美郡白江村字深甲
林作二
友仙部員　沖野榮三郎　職工
大宮六角下ル
小野木慶之助
同　同　ちく
同　石川縣珠數郡西海村
浦吉
同　神泉苑御池下ル
小林伊太郎
同　吉田町字廣ノ前
林田廣吉
同　坊城通三條上ル
白山國之助
同　大杉幸次郎　仝
同　三重縣河藝郡椋本村
横山幸之進
同　岩上四條下ル
加納光
同　安田工塩　仝
同　岡崎町御所ノ内
内藤鶴之助
同　大阪府西成郡柴島
太田次郎
同　柳馬場五條上ル
玉村貞吉
同　佛光寺千本東入
清水篠造
同　富山縣新川郡石田村
髙山清一
同　佛光寺壬生町
福井恒次郎
同　部員間馬俊次郎　仝
佛光寺大宮西入
間馬敬司
同　大杉幸次郎　仝
兵庫縣加東郡下東條村
井上勇夫

定ム

第二十三條　役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

第二十四條　役員ノ任期ハ滿二ヶ年トス但シ役員ハ組合定款第四十三條ノ理由アルニアラザレハ辭任スルヲ得ス

第六章　會議ニ關スル規程

第二十五條　當區ハ重要ナル事項ヲ審議スルタノ區會ヲ設置ス

一　區會ハ區員二十名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス

第二十六條　區會ノ權限ハ左ノ如シ

一　區ノ利害ニ關スル事項

一　違約處分ニ關スル調査事項

一　區經費收支豫算賦課徴収法並ニ決算財產目錄ノ認定

一　組合組長部長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項

第二十七條　區會代議員二分ノ一以上又ハ區員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ區總會ニ於テ之ヲ決ス

第二十八條　會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ三日以前ニ通知スヘシ但シ緊急事件アルトキハ十二時迄短縮スルコトヲ得ス

第二十九條　會議ノ決議ハ出席代議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ據ル

第三十條　工賃最低價格標準實行ニ關スルコト及區規約ノ改正刪除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十一條　區總會ハ毎年一月、七月兩期ニ之ヲ開キ區務ヲ報告スヘシ但シ緊急事項アルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得ス

第三十二條　會議ニ缺席セントスルトキハ開會時刻前ニ缺席届ヲ幹事ニ差出スコトヲ要ス但シ臨時總會ノ場合缺席セントスルトキハ區員ニ委任シテ決議權ヲ行ハシムルコトヲ得ル

第三十三條　會議ハ議事錄ヲ製シ其決裁事項又ハ證擧ノ顚末出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名之ニ署名シ保存スヘシ

第三十四條　決議事項ハ幹事ノ組合組長ニ報告シテ役員ノ承認ヲ受クヘシ

第七章　會計ニ關スル規程

第三十六條　會計ニ關スル規程ハ京都染物同業組合定款ノ規程ヲ準用ス

第八章　違約者處分法

第三十七條　區員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ貳百圓以下ノ罰約金ヲ科ス

一　工賃最低價格標準ニ違背シタルモノ

一　取引停止ノ公示ヲ受ケタル注文主ヨリ新タニ同種ノ注文ヲ受ケタルモノ

一　取引停止ノモノ代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談調ヒタルトキ直ニ取消屆ヲナサヽルモノ

一　注文主ニ對スル取引方法ヲ一定セサルモノ

一　不正行爲ヲ以テ區員ノ信用ヲ害シ又ハ區員ノ取引セル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケタルモノ

一　區員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ其許諾ナクシテ使用シタルモノ

一　區員カ登記及公示ヲ受ケ傳使中ノ職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

一　停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

一　不正行爲ヲ以テ區員ノ信用ヲ害シ又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ

一　京都染物同業組合ノ證票ヲ携帶セサル職工ト展備契約ヲナシタルモノ

一　不正行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ其情ヲ知リテ之ヲ傳使シタルモノ

一　展備期限中ノ職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日給ヲ與ヘサルモノ

一　職工徒弟ヲ理由ナクシテ教養セサルモノ

一　就業中疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ被リタル職工及徒弟ニ對シ理由ナク治療ヲナサシメサルモノ

第三十九條　區員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一　正當ノ理由ナク幹事ノ召喚ニ應セサルモノ

一　登記變件ノ變更ヲ生シタルトキ其手續ヲナサヽルモノ

第四十條　前條ノ違約者アルトキハ幹事ハ區會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組合組長ニ申請スヘシ但シ前項違約事項ニ對シ處分決定前陳本人ノ傳聞ヲ受ケタル區員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

第四十一條　本區規約ニ記載ナキ條項ハ京都染物同業組合定款ノ條項ニ準據シ之ヲ適用ス

◆戰時利得稅法抜抄

ありしを以て左に抜萃掲載すべければ熟讀せらるべし

法律第九號

第三條　戰時利得稅法抜抄

戰時利得稅ハ左記各號ノ利得ニ付之ヲ賦課ス

一　所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課スヘキ法人ノ利得

二　所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課スヘキ第三種ノ所得中俸給、給料、手當、歲費、年金恩給、退職料ヲ除キタル個人ノ利得

三　鰹節又ハ鑛業若クハ砂鑛業ニ關スル權利若クハ設備ノ賃貸ニ因ル個人ノ利得

前項第三號ノ鰹節ニハ製造中ノ鰹節ヲ含ム

第四條　戰時利得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

一　法人ノ利得　利得金額百分ノ二十

二　個人ノ戰時事業利得　利得金額百分ノ十五

第五條　戰時事業年度ノ平均所得金額ヲ超過スル場合ニ於テハ其超過額ノ平均事業年度ノ平均所得金額ノ百分ノ二十ヲ超過スル場合ニ於テハ其超過額ノ平均事業年度ノ平均所得金額ノ百分ノ十五ヲ超過スル場合ニ於テハ其超過額ノ平均事業年度ノ平均所得金額ノ百分ノ二十ヲ超過スル場合ニ於テハ其超過額ノ平均事業年度ノ平均所得金額ノ百分ノ二十五